

第3期

伊予市子ども・子育て支援事業計画



2025（令和7）年3月

伊予市

【表紙の紹介】

表紙の絵は、伊予市立ぐんちゅう保育所5歳児のこどもたちの手形を、“木の葉”になぞらえています。本市の未来を担うこどもたちに向け「すくすく育て欲しい」、「夢がいっぱい広がって欲しい」と願う保護者や地域の気持ちを表現しています。

はじめに

近年、児童虐待やいじめ、貧困、深刻な少子化など日本が抱える社会的課題を背景として、社会全体でこどもの成長を後押しする必要性と機運が高まっております。そのような中、国は令和5年4月、こども政策の司令塔として「こども家庭庁」を創設するとともに、こども施策の総合的な推進を目的として「こども基本法」を施行いたしました。

伊予市においても、“こどもたちに夢や希望、そしてチャンスが平等に与えられ、学力だけでなくスポーツや文化など様々な分野においても、大志を抱いて世界に飛躍できる国際色豊かな人材が輩出される”そんなこどもたちの未来が広がるまちづくりを目指して、令和5年5月「伊予市子育て応援宣言」を行いました。

また、妊娠・出産期から切れ目のない包括的な支援の実現に向け、子ども総合センターと母子包括支援センターを統合した「こども家庭センター」の創設、ひきこもりや不登校児童への支援を目的とした「子どもの居場所事業」の実施、交付金を活用した事業展開や給付金支給など地域の実情やニーズに応じた子育て世帯に対する支援に努めてまいりましたが、今後も引き続き、計画的な子育て支援の拡充に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、今回、「第2期計画」の改定時期を迎えたことから、改めて現状と課題を整理し、今後必要とされる教育・保育サービス量や地域子ども・子育て支援事業の方向性を明確にするため、令和7年度から始まる「第3期計画」を策定いたしました。

本計画では、「第2期計画」や「子育て応援宣言」の理念を継承するとともに、社会全体でこどもや子育て家庭を支援する体制を強化し、子育て家庭が『伊予市で子育てしてよかった、これからも伊予市で子育てしたい』と思えるまちづくりを目指してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査にご協力をいただいた市民の皆様、計画策定に当たり貴重なご意見をいただきました「伊予市子ども・子育て会議」の委員の皆様から心からお礼を申し上げます。

今後とも、本計画の推進につきまして、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

伊予市長

武智 邦典



目次

第 1 章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第 2 章 伊予市の子育て環境・施策の現状	4
1 人口・世帯等の状況	4
2 こどもに関する施策の状況	11
3 ニーズ調査結果の報告	17
4 第 2 期計画の進捗状況	27
第 3 章 計画の基本的な考え方	41
1 計画見直しの考え方	41
2 計画の基本指針	42
3 計画の基本理念	42
4 計画の基本目標	43
5 計画の施策体系	45
第 4 章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	68
1 教育・保育の提供区域の設定	68
2 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期	69
3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域	76
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	77
5 教育・保育の一体的な提供を含むこども・子育て支援の推進方策	86
第 5 章 関連施策の展開	88
1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	88
2 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	88
3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	89

第 6 章 計画の推進体制	90
1 計画の推進体制	90
2 計画の進捗状況の管理・評価	90
資料	91
1 伊予市子ども・子育て会議条例	91
2 伊予市子ども・子育て会議委員名簿	93
3 計画策定の経過	94
4 相談支援機関一覧	95

「こども」の表記について

本計画では、「子ども」を「こども」と表記しています。ただし、法律や条例、固有
名詞などで使用されている場合を除きます（例「子ども・子育て支援法」など）。

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過
程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、
その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その
期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。

これを踏まえ、本計画においても「こども」表記を活用しています。

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、社会全体でこども・子育てを支えるという考えのもと、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大と確保及び地域のこども・子育て支援の充実を図り、こどもを産み育てやすい社会を形成することが求められています。

令和5年4月には、「こども家庭庁」の発足と同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。

また、こども基本法に基づき、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども施策に関する基本的な方針等が示されています。

伊予市（以下、「本市」という。）では、5年間のこども・子育て支援の指針となる「第2期伊予市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を令和2年3月に策定し、家庭・地域・学校・事業者・行政等が、それぞれの役割と責任を自覚し、協働して子育てに努めるようなまちづくりを推進してきました。

また、令和5年5月10日、本市は、「育てよう未来の伊予 世界をかけるこどもたち」をキャッチフレーズに、未来を担うこどもたちが永く住み続けたいと実感する「こどもまんなか社会」の実現と、文化や世界観の提供によるワールドワイドな夢の醸成・活動の支援など「世界を担える人材育成」を、市民・事業者・行政など総ぐるみで高度に実施していくことを宣言する「伊予市子育て応援宣言」を行いました。

このたび、令和6年度をもって第2期計画が終了することから、「育てよう未来の伊予 世界をかけるこどもたち」の実現に向けて、これまでの取組を検証し、更なるこども・子育て支援の充実を図るために、「第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

（1）子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、今後の本市におけるこども・子育てに関する施策を推進するための指針となるものであり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

(2) 「第2次伊予市総合計画」との関係

本計画は、上位計画である「第2次伊予市総合計画」の理念と内容を踏まえ、本市のことも子育てに関する具体的な行動計画として策定しますが、同計画は「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえていることから、本計画についてもSDGsの目標を関連付けていきます。

【SDGsの17の目標】



(3) 関連計画との関係

本計画は、本市において地域福祉を推進するための総合的かつ計画的な施策を定めた「しあわせのまちづくり計画(伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画)」に掲げられた基本理念の下、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」や「伊予市健康づくり・食育推進計画」など既存の関連計画との整合性を保ちながら、それらとの連携を踏まえて策定します。

第 2 章 伊予市の子育て環境・施策の現状

1 人口・世帯等の状況

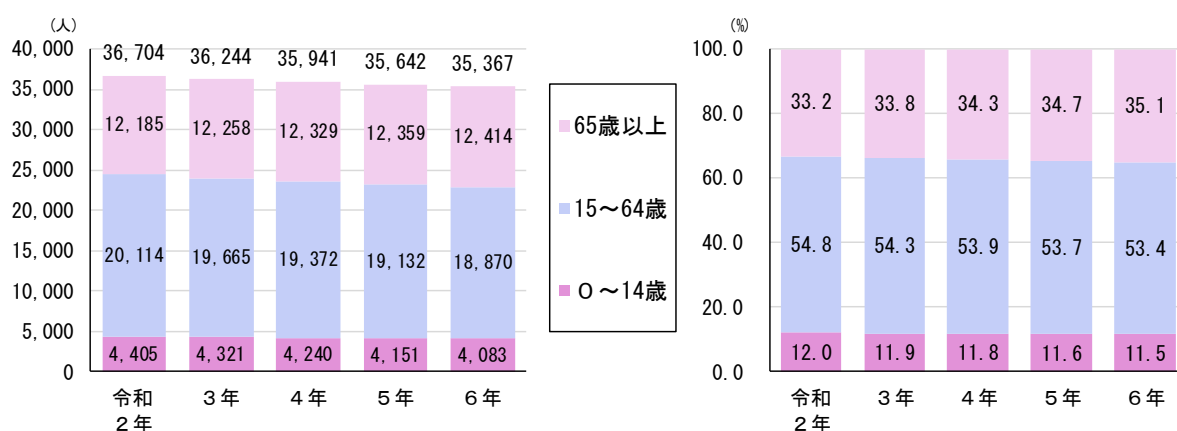
(1) 人口の推移

本市の人口は年々減少しており、令和6年(5月1日)で35,367人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上人口は増加しており、総人口に占める割合は令和6年で35.1%となっています。

一方で、0～14歳、15～64歳人口は減少傾向で推移しています。

【総人口の推移】

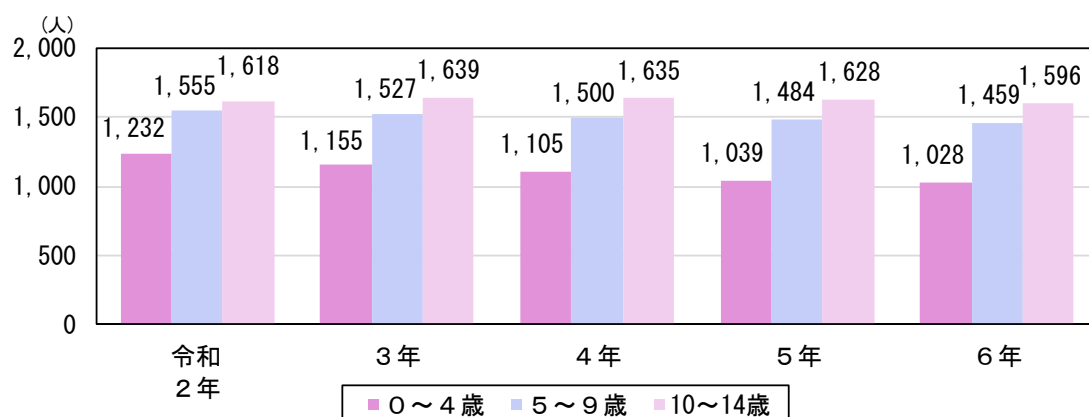


※人口は、各年5月1日時点です。

(資料 市民課)

年少人口(5歳区切り)の推移をみると、「0～4歳」「5～9歳」「10～14歳」のいずれも、減少傾向にあります。特に、「0～4歳」は大きく減少しています。

【年少人口の推移】



※人口は、各年5月1日時点です。

(資料 市民課)

年代別(20歳区切り)の推移をみると、令和2年から令和6年にかけて、79歳以下の年代は全て減少しています。特に結婚・出産・子育ての中心となる「20～39歳」人口は、令和2年から令和6年の間に10.3%減少しています。

【年代別人口の推移】

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減率(%)
0～19歳	6,105	5,952	5,839	5,732	5,669	-7.1
20～39歳	6,571	6,368	6,176	6,080	5,896	-10.3
40～59歳	9,213	9,150	9,097	9,070	9,100	-1.2
60～79歳	10,684	10,590	10,541	10,464	10,356	-3.1
80歳以上	4,131	4,184	4,288	4,296	4,346	5.2
合計 (総人口)	36,704	36,244	35,941	35,642	35,367	-3.6

※人口は、各年5月1日時点です。

(資料 市民課)

※増減率は、令和2年の人口を100とした場合の令和6年の人口の伸び率です。

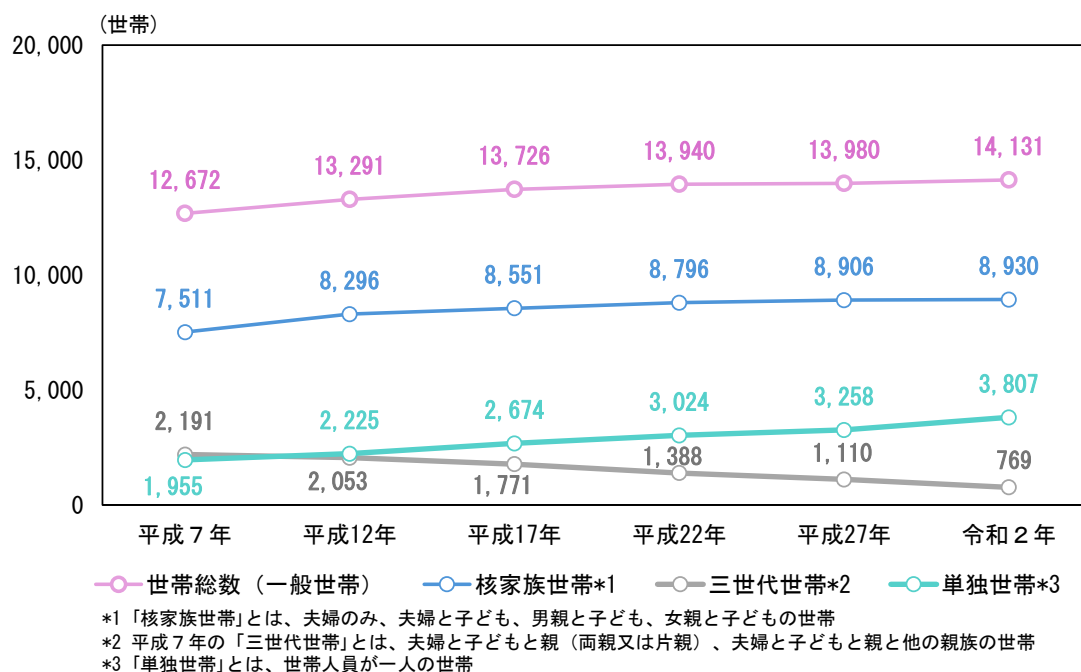
(2) 世帯数の状況

本市の世帯数の状況をみると、平成7年は12,672世帯、令和2年は14,131世帯と、25年間で11.5%増加しています。

令和2年の核家族世帯数は8,930世帯で、世帯総数(一般世帯)の63.2%を占めています。三世代世帯は年々減少しており、令和2年には世帯総数の5.4%となっています。

一方で単独世帯は増加しており、令和2年には世帯総数の26.9%を占めています。

【世帯数の推移】



(資料 国勢調査)

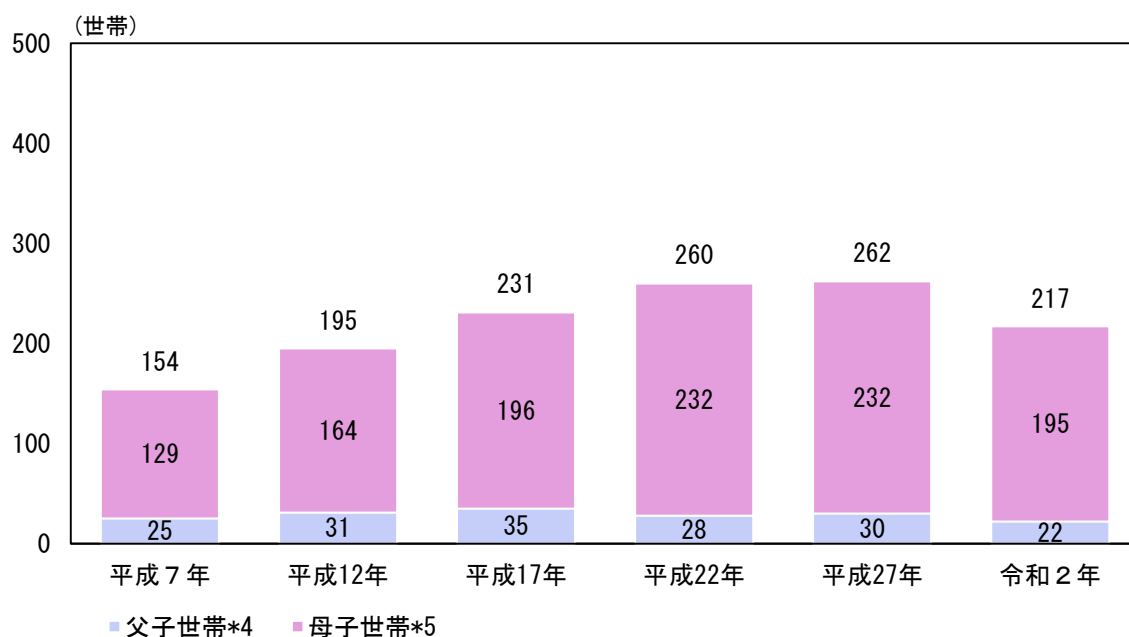
【世帯数と一般世帯に占める割合の推移】

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	世帯数の 増減率 (H17⇒R2)
一般世帯	世帯数	13,726	13,940	13,980	14,131	3.0
	一般世帯に占める割合	62.3	63.1	63.7	63.2	—
核家族世帯	世帯数	8,551	8,796	8,906	8,930	4.4
	一般世帯に占める割合	62.3	63.1	63.7	63.2	—
三世代世帯	世帯数	1,771	1,388	1,110	769	-56.6
	一般世帯に占める割合	12.9	10.0	7.9	5.4	—
単独世帯	世帯数	2,674	3,024	3,258	3,807	42.4
	一般世帯に占める割合	19.5	21.7	23.3	26.9	—

(資料 国勢調査)

ひとり親世帯数(母子世帯・父子世帯)は、平成7年から平成27年にかけて増加傾向にありましたが、令和2年には217世帯と、平成27年に比べて減少しています。

【ひとり親世帯数の推移】



*4 「母子世帯」とは、未婚・死別・離婚の女親と、未婚の20歳未満の子どものみの世帯

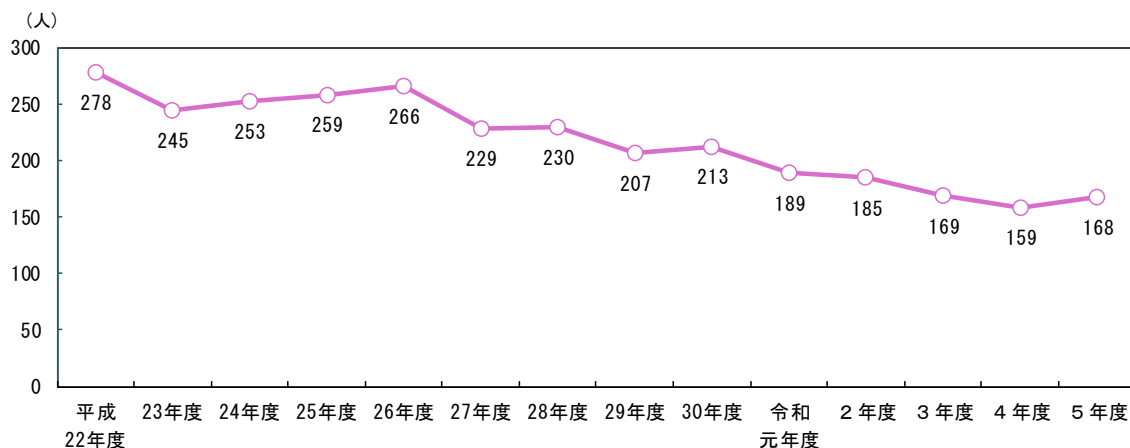
*5 「父子世帯」とは、未婚・死別・離婚の男親と、未婚の20歳未満の子どものみの世帯

(資料 国勢調査)

(3) 出生数の推移

出生数は、平成22年度から令和5年度にかけて、年々減少傾向となっています。令和元年度以降は200人、令和3年度以降は180人を下回って推移しており、少子化が進んでいる状況がうかがえます。

【出生数の推移】



※基準日は各年度末(3月31日)

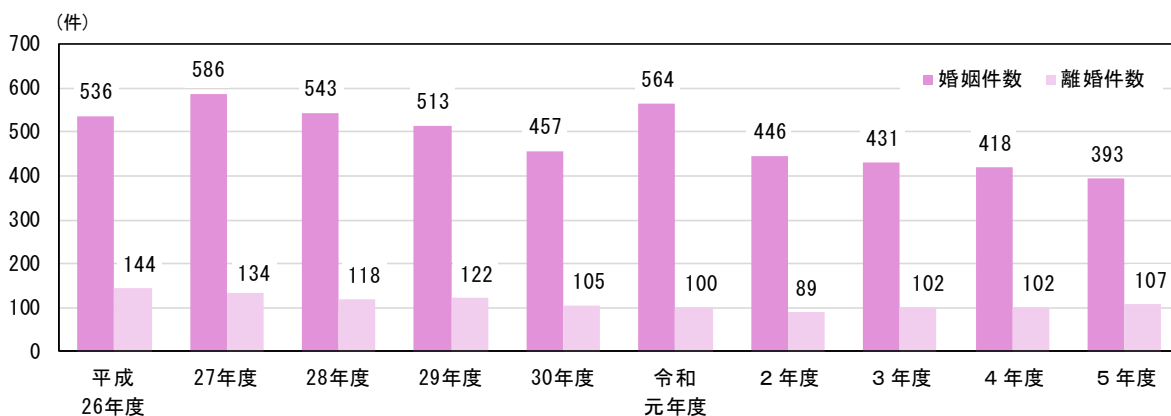
(資料 伊予市ホームページ「人口動態」)

(4) 婚姻、離婚の状況

婚姻件数は令和元年度以降減少傾向にあり、令和5年度には400件を下回り、393件となっています。

離婚件数は、令和2年度にやや減少しているものの、平成30年度以降は100件程度で推移しています。

【婚姻、離婚件数の推移】



※件数は本籍地をもとに集計されているため、夫婦の所在地が伊予市かどうかは不明

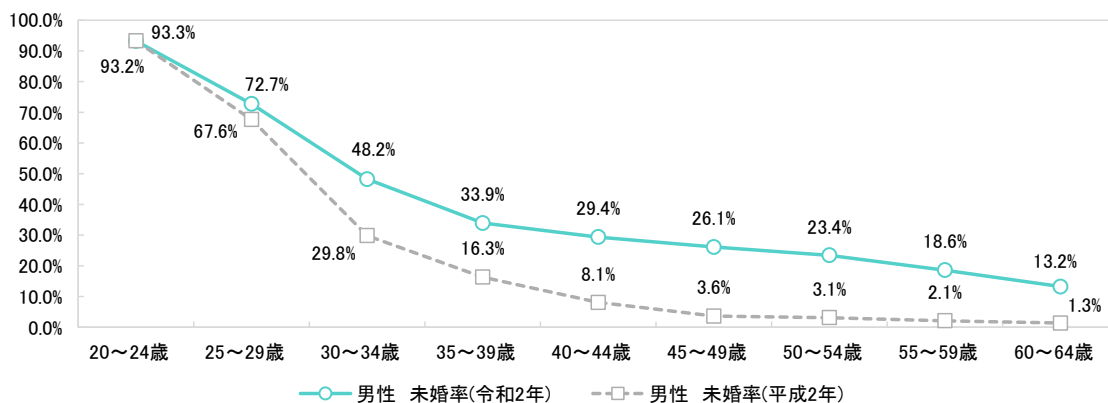
(資料 市民課)

性別ごとの未婚率を年齢階級別にみると、男性の未婚率は、平成2年から令和2年にかけて、25歳以上の全ての年齢で増加しています。

特に、40歳代の未婚率が上昇しています。

女性の未婚率は、平成2年から令和2年にかけて、20歳以上の全ての年齢で増加しています。特に30～34歳の未婚率が上昇しています。

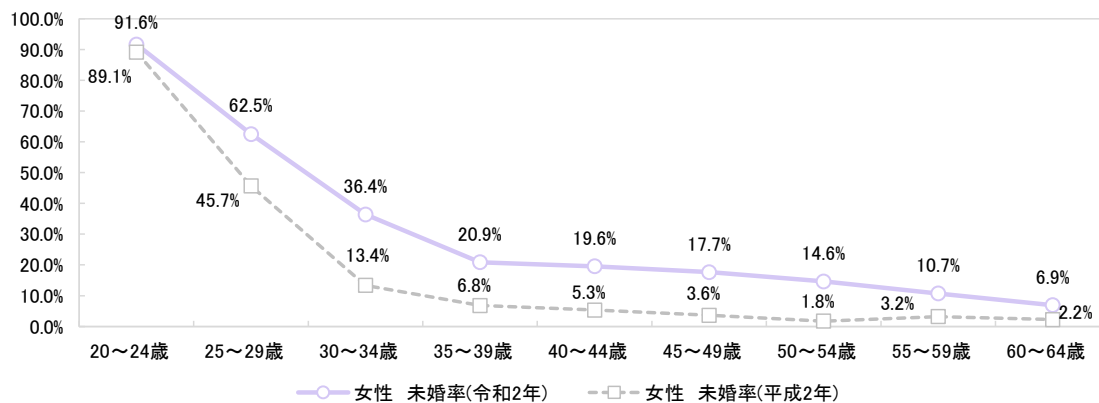
【年齢階級別未婚率（男性）】



※配偶関係不詳を除き未婚率を計算

(資料 国勢調査)

【年齢階級別未婚率（女性）】



※配偶関係不詳を除き未婚率を計算

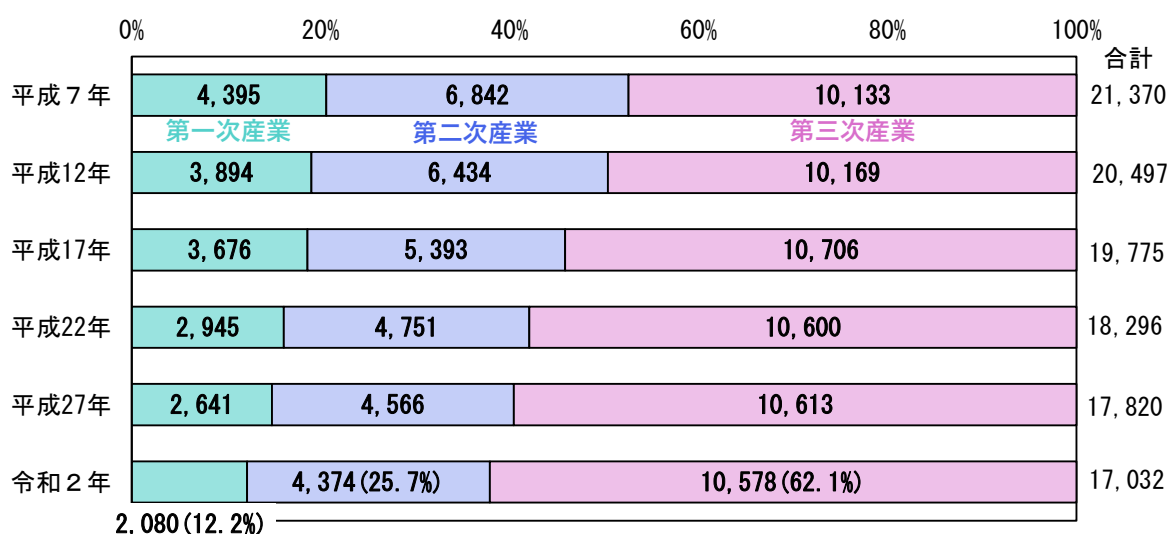
(資料 国勢調査)

(5) 就労状況

就業者数は減少傾向が続いています。産業分類別の就業者数の推移をみると、第一次産業就業者、第二次産業就業者は減少している一方、第三次産業就業者は増加しており、令和2年は10,578人と、就業者全体の6割程度を占めています。

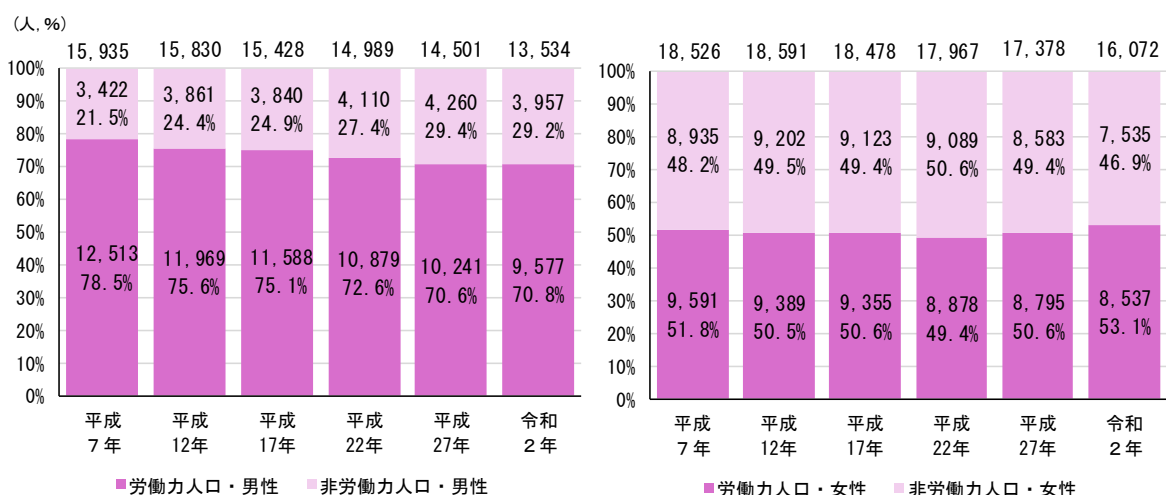
労働力人口⁽¹⁾は、人口の減少に伴い、男女ともに減少しています。ただし、男性の労働力人口の割合が減少傾向にある一方で、女性の労働力人口の割合は平成22年以降増加傾向にあります。

【産業分類別就業者数】



(資料 国勢調査)

【労働力人口と非労働力人口】



(資料 国勢調査)

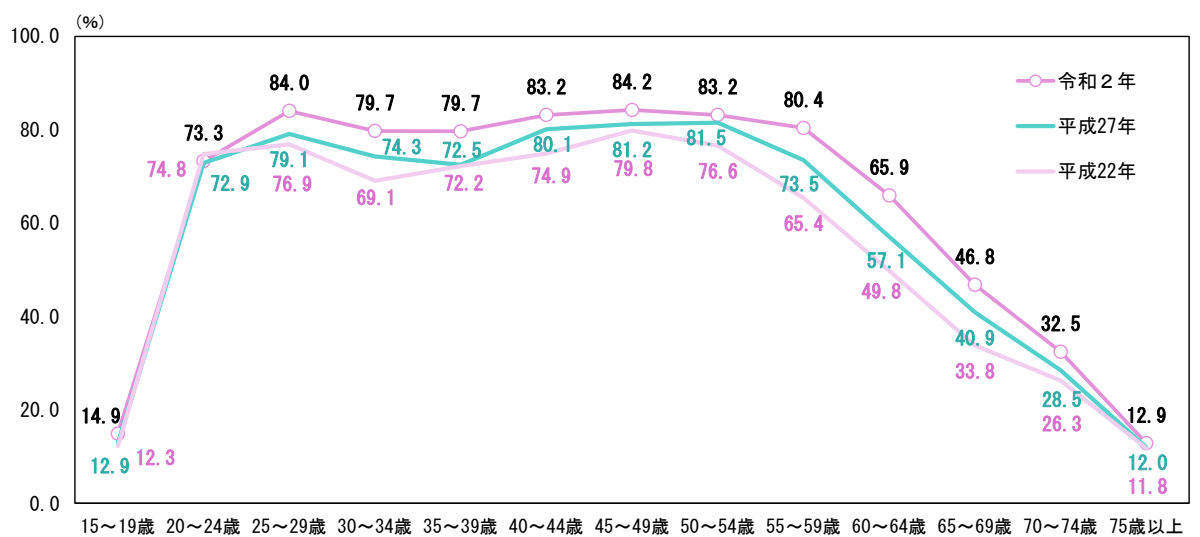
⁽¹⁾ 労働力人口は、15歳以上人口のうち、労働の意志と能力を有する人の数で就業者と完全失業者をあわせたもので、非労働力人口は15歳以上人口のうち、労働力人口以外の人口。

(6) 女性の就労状況

女性の労働力率⁽²⁾を年齢階級別にみると、平成22年から令和2年にかけて、20歳代、30歳代の出産・子育て期での就業率の上昇が顕著です。いわゆる「M字曲線」の落ち込み部分が底上げされています。

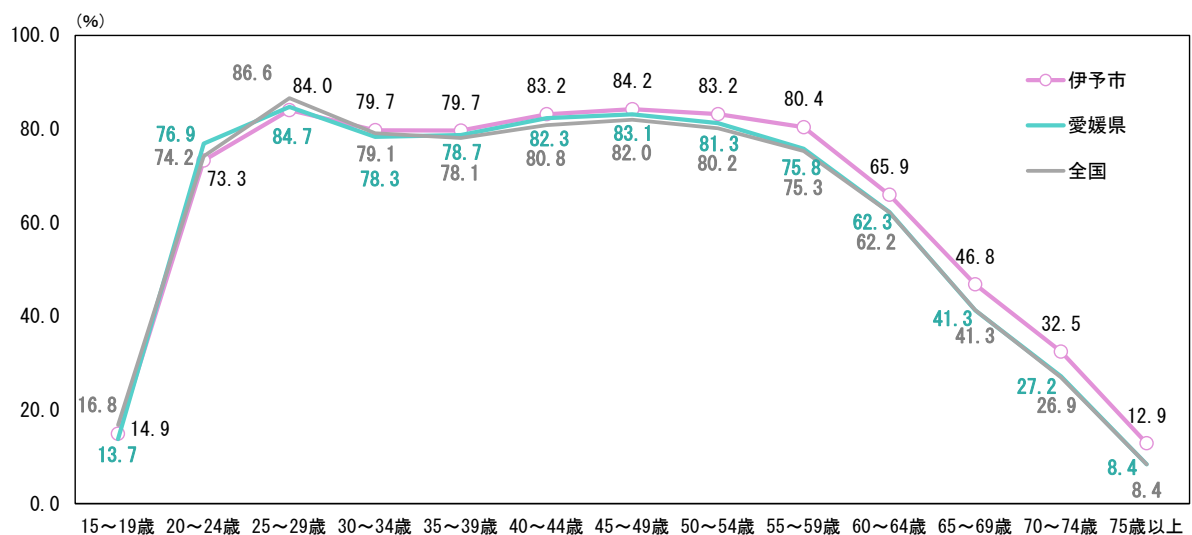
また、本市の女性の30歳代以上の労働力率は、全国・愛媛県に比べ高くなっています。女性のみならず、男性にとっても仕事と家庭の両立を図りやすい地域づくりが求められます。

【女性の年齢階級別労働力率の変化】



(資料 国勢調査)

【女性の年齢階級別労働力率の比較（令和2年）】



(資料 国勢調査)

⁽²⁾ 労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

2 こどもに関する施策の状況

(1) 保育所・小規模保育園・認定こども園の状況

令和6年5月1日現在、本市には公立保育所5か所、公立認定こども園2か所、私立保育所2か所、私立認定こども園4か所、私立小規模保育園2か所の計15か所が設置されています。総定員数は1,083人のところ、905人の入所者がいます。

開所時間は7:00～18:00、延長保育は18:00～19:00が多くなっています。

【保育所数・定員数・入所者数の推移(各年度5月1日時点)】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所	施設数(か所)	8	8	8	8	7
	定員数(人)	690	645	645	645	545
	入所者数(人)	522	515	501	485	429
小規模 保育園	施設数(か所)	2	2	2	2	2
	定員数(人)	24	24	24	24	24
	入所者数(人)	20	24	23	24	21
認定 こども園	施設数(か所)	5	5	5	5	6
	定員数(人)	426	441	439	439	514
	入所者数(人)	401	413	399	389	455
合計	施設数(か所)	15	15	15	15	15
	定員数(人)	1,140	1,110	1,108	1,108	1,083
	入所者数(人)	943	952	923	898	905

※教育認定、保育認定の合計

(資料 子育て支援課)

【令和6年度保育所入所者数など一覧表(5月1日時点)】

施設名	種別	公立・私立	定員(人)	入所者(人)	うち延長保育登録者数(人)	登録者数(人) 一時保育	職員(人)					開所時間
							所(園)長	保育士数	調理員数	栄養士数*1	看護師数	
おおひら保育所	公立 保育所	公立	45	18	0		1	5	3	0	0	7:00～18:00
ぐんちゅう保育所			150	101	3		1	19	0	0	0	7:00～18:00*2
うえの保育所			75	78	5		1	15	3	0	0	7:00～18:00*2
上灘保育所			45	18	0		1	6	3	0	0	7:00～18:00
下灘保育所			45	12	0		1	5	2	0	0	7:00～18:00
きたやまさき認定こども園	公立認定 こども園	公立	90	64	0	0	1	10	2	1	0	7:00～18:00
中山認定こども園			40	16	0	0	1	6	2	0	0	7:00～18:00
さくら幼児園	私立 保育所	私立	75	88	3		1	23	3	1	1	7:00～18:00*2
とりのきくじら保育園			110	114	1		1	20	0	0	0	7:00～18:00*2
伊予くじら認定こども園	私立認定 こども園		96	99	16	5	1	22	0	0	1	7:00～18:00*2
みかんこども園			73	77	3	5	1	20	4	2	0	7:00～18:00*2
いよ未来こども園			90	78	0	3	1	15	4	1	0	7:00～18:00*2
認定こども園天使幼稚園			125	121	0	63	1	15	0	0	0	7:15～18:30*3
伊予ぺんぎん小規模保育園	小規模 保育園		12	12			1	5	0	0	0	7:00～18:00
まんぼう小規模保育園			12	9			1	5	0	0	0	7:00～18:00
合計			1,083	905	31	76	15	191	26	5	2	—

*1 調理員は含まない

*2 延長 18:00～19:00

*3 延長 18:30～19:00

※延長保育は月単位で登録のある人数

※保育士数、調理員数、栄養士数、看護師数はパートを含んだ実人数

(資料 子育て支援課)

(2) 幼稚園の状況

令和6年5月1日現在、公立幼稚園1か所が設置されています。

定員数は90人、公立幼稚園の開所時間は、8:30～14:00です。公立幼稚園の入園者数は、近年減少傾向にあります。この幼稚園は、令和7年4月1日に認定こども園への移行が計画されています。

【幼稚園数・定員数・入園者数の推移(各年度5月1日時点)】

	公立・私立	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園数(か所)	公立	2	2	2	2	1
定員(人)	公立	180	180	180	180	90
入園者数(人)	公立	62	53	41	36	18

(資料 子育て支援課・学校教育課)

【令和6年度幼稚園入園者数など一覧表(5月1日時点)】

	定員(人)	園児数(人)	職員数(人)			開所時間
			園長	教諭	その他	
伊予幼稚園	90	18	1	4	0	8:30～14:00

(資料 子育て支援課・学校教育課)



(3) 小学校の状況

令和6年5月1日現在、小学校は9か所設置されており、1,792人の児童が通っています。児童数は、近年減少傾向にあります。

【小学校数・児童数の推移(各年度5月1日時点)】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数(か所)		9	9	9	9	9
児童数(人)	1年生	296	295	302	287	285
	2年生	308	296	295	306	288
	3年生	318	311	298	297	306
	4年生	352	319	310	297	297
	5年生	302	354	320	313	299
	6年生	328	302	355	320	317
総児童数(人)		1,904	1,877	1,880	1,820	1,792

(資料 学校教育課)

【令和6年度小学校児童数一覧表(5月1日時点)】

名称	児童数(人)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
南山崎小学校	18	12	14	18	17	13	92
北山崎小学校	33	41	37	41	38	41	231
郡中小学校	161	174	181	157	164	170	1,007
伊予小学校	56	44	55	56	58	69	338
中山小学校	1	4	3	6	4	10	28
佐礼谷小学校	2	1	1	1	1	2	8
下灘小学校	3	4	4	3	6	7	27
由並小学校	7	6	7	8	7	2	37
翠小学校	4	2	4	7	4	3	24
合計	285	288	306	297	299	317	1,792

(資料 学校教育課)



(4) 放課後児童クラブの状況

令和6年5月1日現在、公立11か所、民間6か所、計17か所の放課後児童クラブが設置されています。令和4年度以降、登録人数は年々増えており、令和6年5月1日現在で485人となっています。

【令和6年度放課後児童クラブ一覧表(5月1日時点)】

種別	名称	実施場所	児童数(人)			開所時間	
			1～3年	4年～	合計	平日	土曜日・長期休暇
公立児童クラブ	南山崎児童クラブ	南山崎児童クラブ専用施設	24	3	27	下校～18:00 (延長18:00～19:00)	8:00～18:00 (延長7:00～8:00、18:00～19:00)
	北山崎児童クラブ	北山崎小学校 余裕教室	39	0	39		
	郡中放課後児童クラブA	郡中放課後児童クラブ専用施設	38	0	38		
	郡中放課後児童クラブB	郡中放課後児童クラブ専用施設	42	0	42		
	郡中放課後児童クラブC	郡中放課後児童クラブ専用施設	40	0	40		
	南伊予児童クラブA	南伊予児童クラブ専用施設	35	2	37		
	南伊予児童クラブB	南伊予児童クラブ専用施設	34	0	34		
	なかやま学童広場	中山地域事務所	6	6	12	下校～18:00	8:00～18:00 (延長7:45～8:00)
	されだに学童クラブ	佐礼谷小学校 余裕教室	4	4	8		8:00～18:00
	上灘学童クラブ	双海地域事務所	18	1	19		
	下灘学童クラブ	下灘コミュニティセンター	8	4	12		
民間児童クラブ	えりむ児童クラブ さくらんぼ	えりむ CAN	19	15	34	下校～18:00 (延長18:00～19:00)	7:30～18:00 (延長7:00～7:30、18:00～19:00)
	えりむ児童クラブあんず	えりむ CAN	22	5	27		8:00～18:00 (延長7:00～8:00、18:00～19:00)
	みかんキッズクラブ	みかんこども園	30	9	39		
	スポキッズ児童クラブ郡中学校	スポキッズ児童クラブ 郡中学校専用施設	22	5	27		
	伊予くじら児童クラブ	伊予くじら認定こども園	20	0	20		
	児童クラブそらうみ	児童クラブ そらうみ専用施設	24	6	30		
合計			425	60	485	-	-

(資料 子育て支援課)

【放課後児童クラブ数と登録人数の推移(各年度5月1日時点)】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数(か所)	16	16	16	16	17
登録人数(人)	476	470	453	468	485

(資料 子育て支援課)

(5) 児童館の状況

令和6年5月1日現在、児童センターと児童館を設置し、指定管理者が運営を行っています。利用者は年々増えており、令和5年度は延べ81,809人の利用がありました。

児童館「あすなろ」については施設の老朽化により施設維持が難しくなっており、児童厚生事業の今後の方向性について検討しています。

【児童館の利用者の推移】

名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童センター「みんくる」(人)	38,060	43,386	51,372	62,977
児童館「あすなろ」(人)	9,183	8,618	13,098	18,832
合計(人)	47,243	52,004	64,470	81,809

※利用者件数は、延べ人数

(資料 子育て支援課)

(6) 子育て支援センターの状況(子育て支援拠点事業)

令和6年5月1日現在、本市にある子育て支援センター(子育て支援拠点事業)は1施設です。

平成28年度からは、伊予市総合保健福祉センター内に移転し、保健センター及びこども家庭センター等と協力・連携して、乳幼児の健やかな成長を助けるため、子育てについての相談や情報の提供、子育てサークルの育成及び育児講座の開催等を行っています。

利用人数が減少していましたが、令和4年度から回復傾向にあります。

ブックスタートは、7か月児健診時から4か月児相談時に変更になりました。

【子育て支援センターの利用実績】

事業名	内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親子ふれあい広場	あおぞら広場(人)	177	348	789	602
	年齢別クラブ(人)	802	748	924	1,039
	自主サークル(人)	308	252	286	319
育児講座	子育て情報提供、育児不安解消 先輩ママと妊婦の交流(人)	863	1,382	1,621	1,934
一般開放	活動室(すくすくルーム) 一般開放(人)	3,392	2,482	2,397	3,675
療育教室	★集団療育(のびのび)(人)	154	146	203	30
	★集団療育(わんぱく)(人)	119	83	159	224
	★個別療育(たんぼぼ)(人)	289	172	267	216
	★個別療育(ひまわり)(人)	39	—	—	—
ブックスタート	4か月児相談時に、絵本を プレゼント(人)	326	353	357	313
合計		6,469	5,966	7,003	8,352

※相談件数及び利用者件数は、延べ件数・人数

※個別療育(ひまわり)は、令和3年度より個別療養(たんぼぼ)と合同実施に変更

(資料 子育て支援課)

(7) ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターは、仕事と育児の両立を支援する必要性が高まっている状況を受け、育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織として、平成19年1月に開設されました。

保育所への送迎や保護者の都合による児童預かり等の相互援助活動を行うとともに、子育てに関する情報提供・相談指導、子育てサークルへの参加の勧奨を行い、地域全体で子育てを推進していくことを目的として運用しています。

コロナ禍を踏まえ利用回数が減少傾向にあり、令和5年度の利用回数は124回となっています。

【ファミリー・サポート・センターの概要】

名称	ファミリー・サポート・センター（マミ♥サポ）
場所	総合保健福祉センター内
開設日時	月～土曜日：9：00～17：00
1時間当たり の利用金額	〈平日〉7：00～19：00：700円、左記以外：800円 〈土曜日・日曜日・祝日・年末年始〉7：00～19：00：800円、左記以外：900円

【ファミリー・サポート・センターの利用回数の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数（回）	500	210	202	124

（資料 子育て支援課）

3 ニーズ調査結果の報告

(1) 調査目的

本計画の策定に向けた基礎データを得るため、家庭の子育てに対する生活実態や意識、子育てを支援するサービスの利用状況やニーズに関する調査を実施しました。

(2) 調査概要

	未就学児	小学生
調査期間	令和6年2月29日（木）～令和6年3月22日（金）	
対 象 者	市内の就学前児童が属する 世帯の保護者	市内の小学生児童が属する 世帯の保護者
調査方法	郵送による配布・回収	
配布数	1,509件	1,840件
回収数	679件	746件
回収率	45.0%	40.5%

(3) 調査結果

次のとおり、「伊予市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査報告書」から一部抜粋しました。

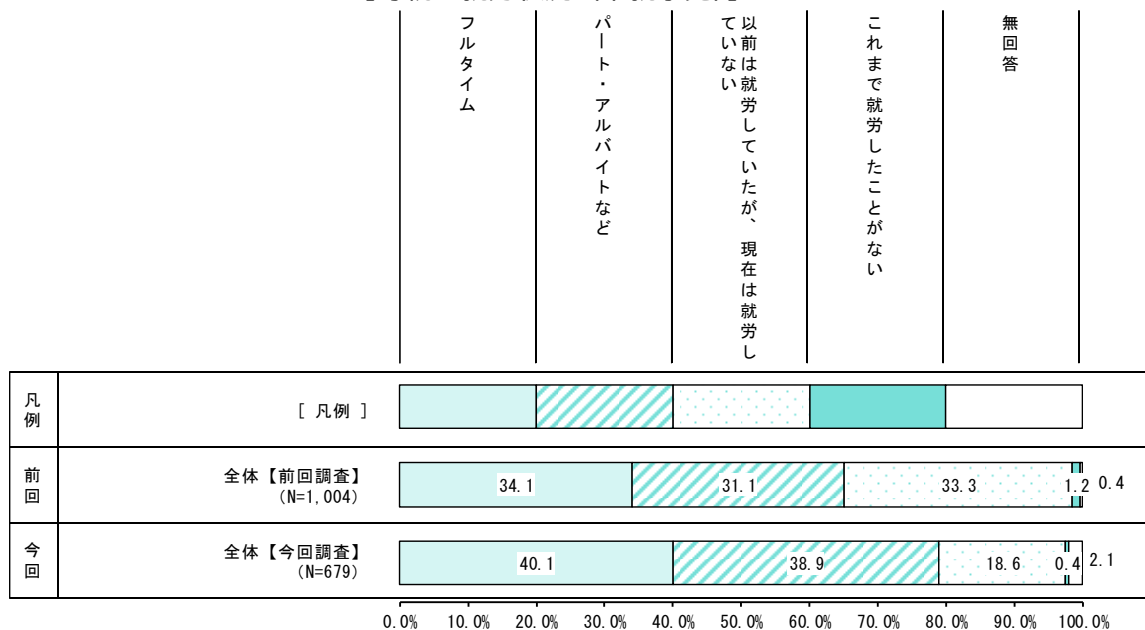
平成30年度に同様の調査(以下、「前回調査」という。)を実施しており、今回調査との比較が可能な項目については、併せて掲載しています。

ア 母親の就労状況

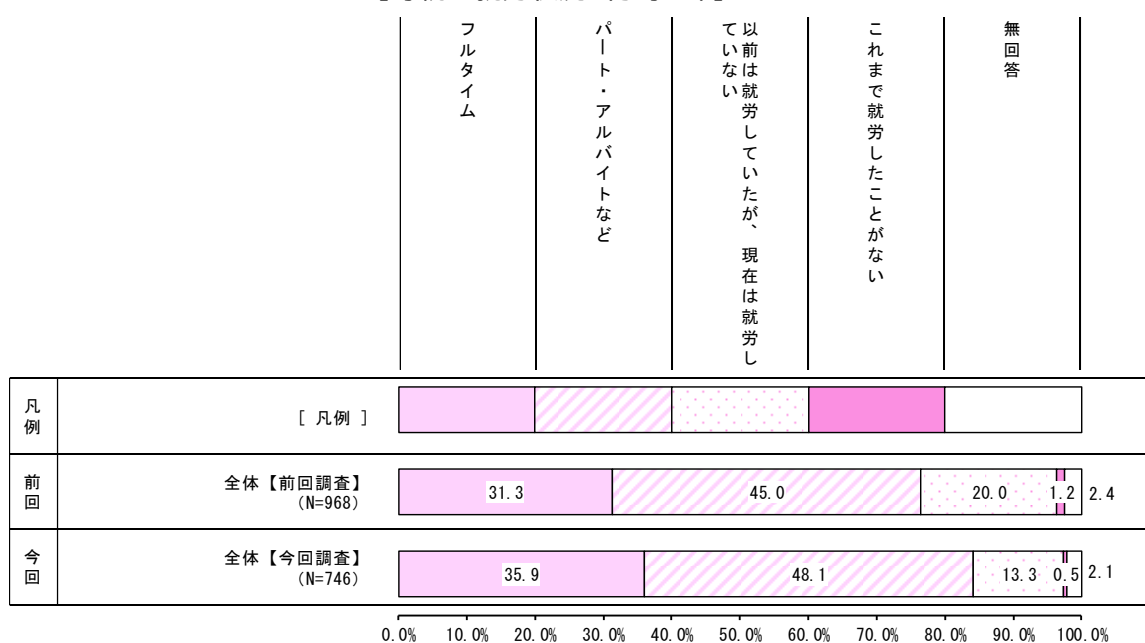
未就学児の母親の現在の就労状況について、「フルタイム」は前回調査よりも約6ポイント、「パート・アルバイトなど」が約8ポイント増加しており、「フルタイム」「パート・アルバイトなど」をあわせた「就労している」母親の割合は79.0%と、前回調査より約14ポイント増加しています。

小学生の母親の現在の就労状況について、「フルタイム」は前回調査よりも約5ポイント、「パート・アルバイトなど」が約3ポイント増加しており、「フルタイム」「パート・アルバイトなど」をあわせた「就労している」母親の割合は84.0%と、前回調査より約8ポイント増加しています。こうした就労状況の変化から、今後は子育てと就労の両立を支援する取組がより強く求められる可能性があります。

【母親の就労状況（未就学児）】



【母親の就労状況（小学生）】

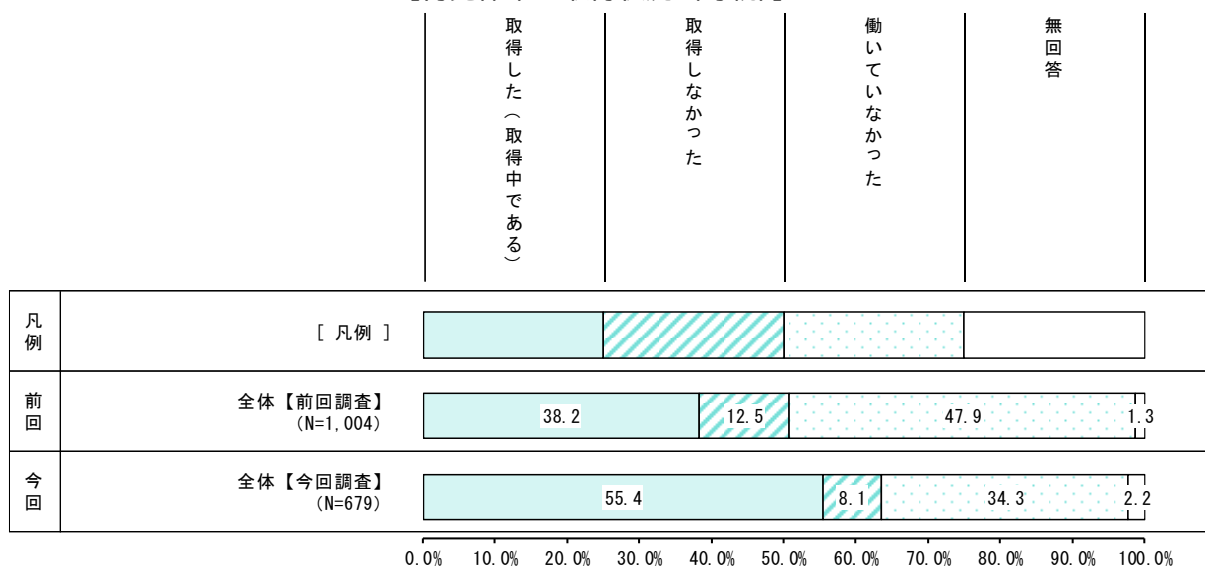


イ 育児休業の取得状況

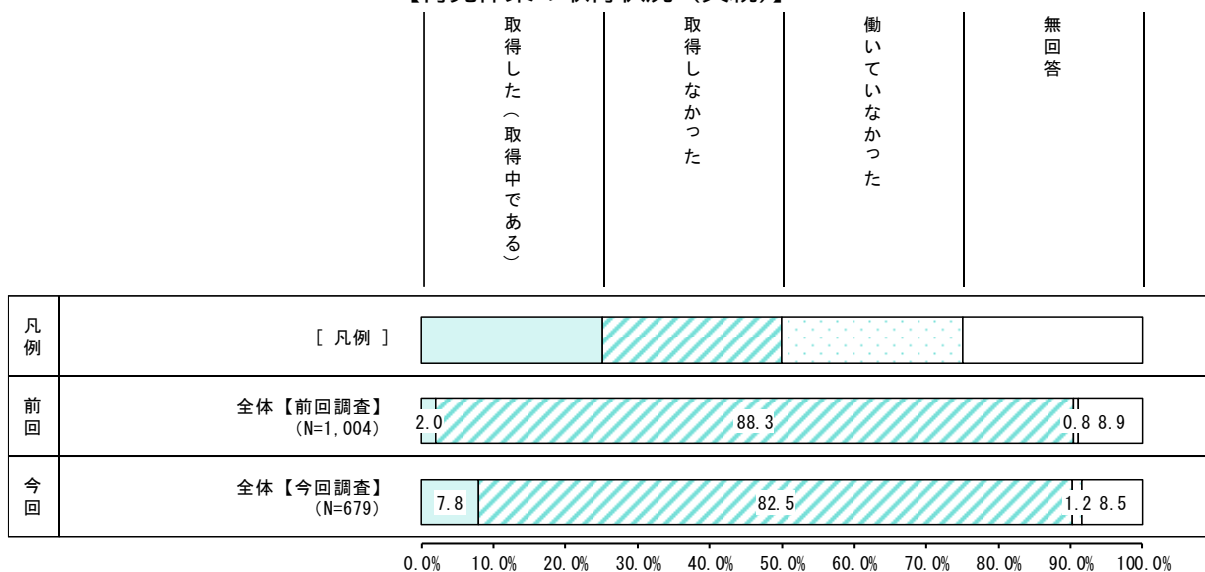
未就学児の母親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」は、今回調査では55.4%と、前回調査より約17ポイント増加しています。

未就学児の父親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」は、今回調査では7.8%と、前回調査より約6ポイント増加しましたが、いまだに1割以下となっており、男性の育児休業の取得の推進は大きな課題といえます。

【育児休業の取得状況（母親）】



【育児休業の取得状況（父親）】

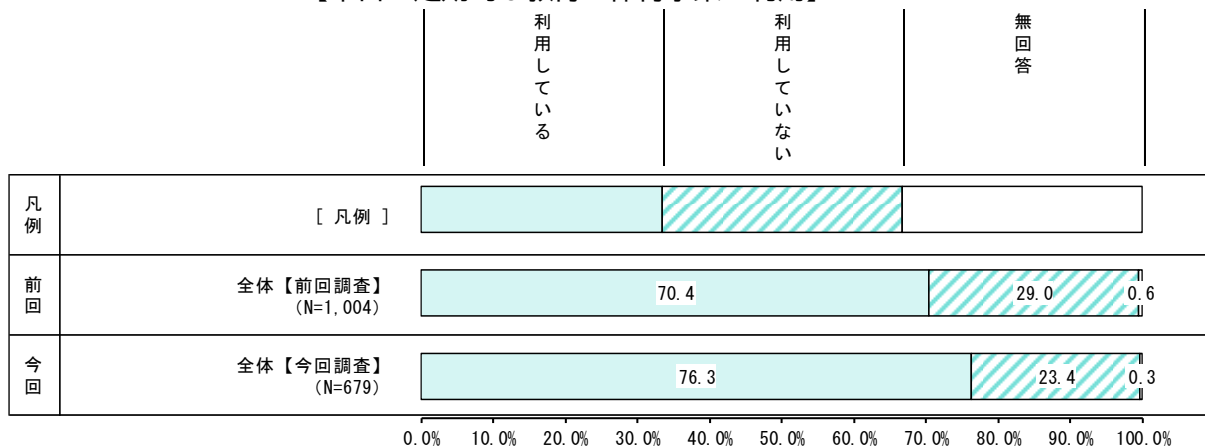


ウ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

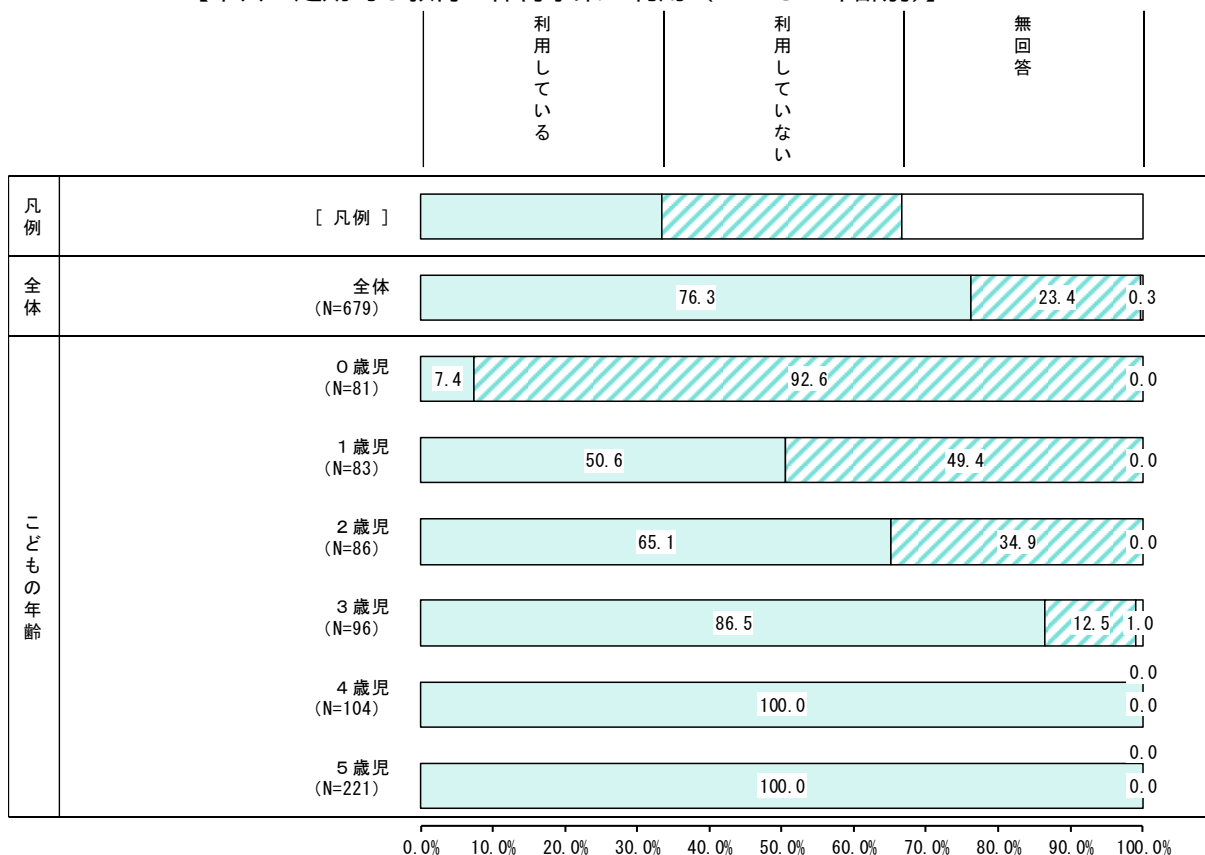
未就学児の平日の定期的な教育・保育事業の利用について、「利用している」は、今回調査では76.3%と、前回調査より約6ポイント増加しています。

0歳児では7.4%、1歳児では50.6%、2歳児では65.1%、3歳児では86.5%、4歳児・5歳児では100.0%が「利用している」となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用】



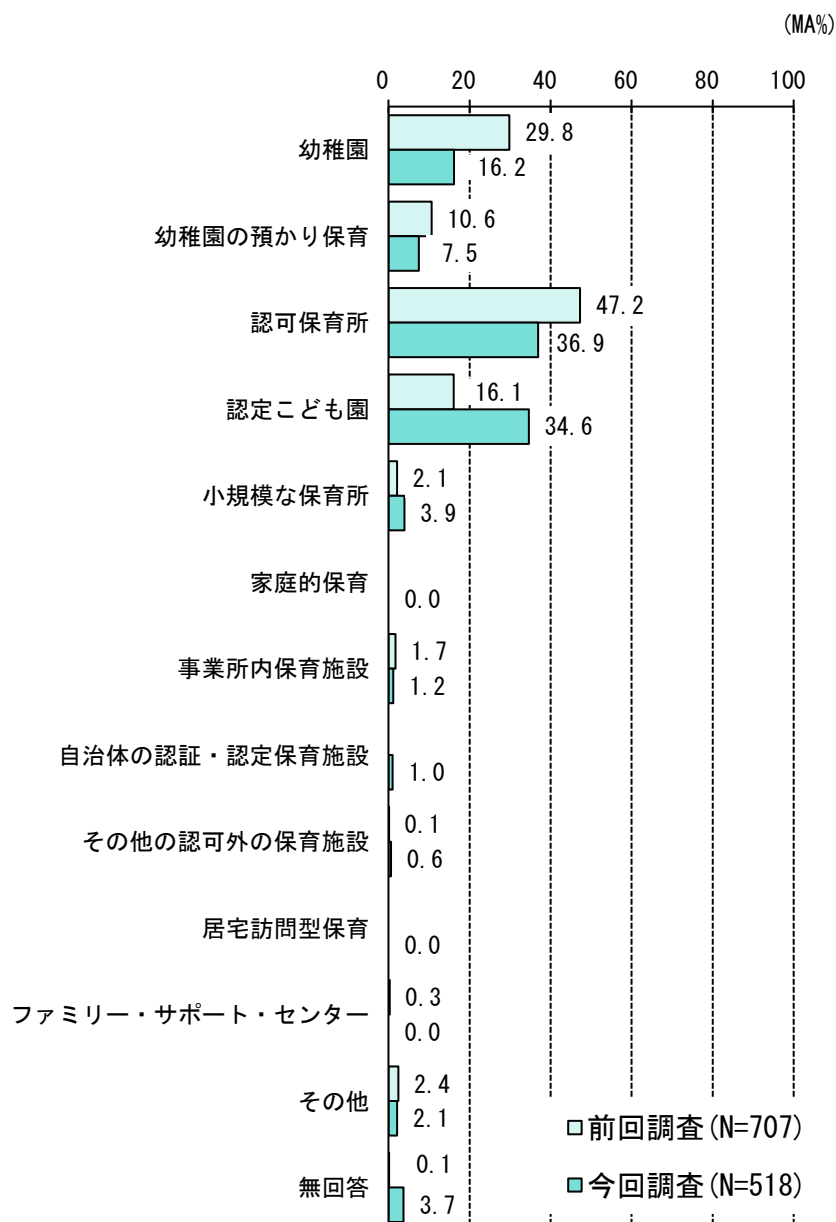
【平日の定期的な教育・保育事業の利用（こどもの年齢別）】



エ 平日の定期的な教育・保育事業の利用内容

未就学児の平日の定期的な教育・保育事業の利用内容について、今回調査・前回調査ともに「認可保育所」が最も多くなっています。「幼稚園」は、今回調査では16.2%と、前回調査より約14ポイント減少しています。「認可保育所」は、今回調査では36.9%と、前回調査より約10ポイント減少しています。「認定こども園」は、今回調査では34.6%と、前回調査より約18ポイント増加しています。

【平日に利用している事業】



※「認可保育所」は前回調査では「保育所」

※「小規模な保育所」は前回調査では「小規模保育事業」

※「家庭的保育」「自治体の認証・認定保育施設」「居宅訪問型保育」は前回調査にはない選択肢

※「事業所内保育施設」は前回調査では「企業主導型保育事業」

※「その他の認可外の保育施設」は前回調査では「認可外保育施設」

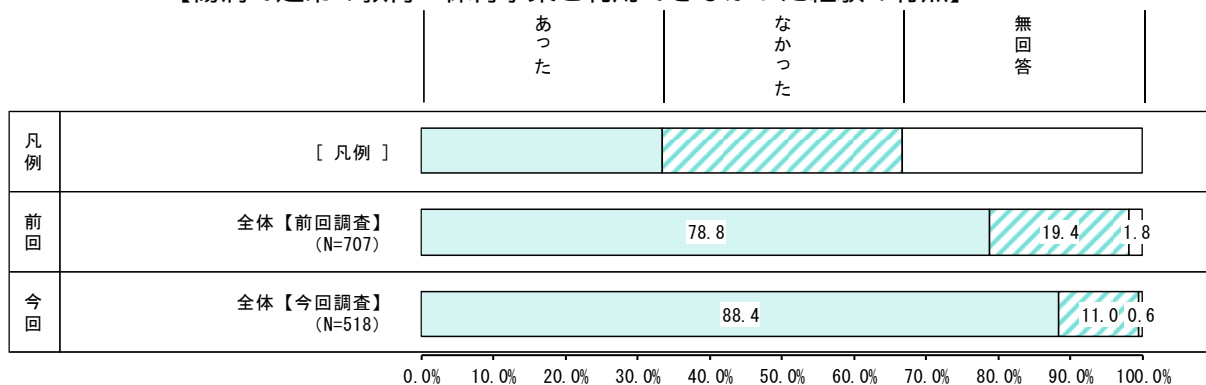
オ 病児・病後児保育施設の利用

未就学児の傷病で通常の教育・保育事業を利用できなかった経験の有無について、「あった」は、今回調査では88.4%と、前回調査より約10ポイント増加しています。

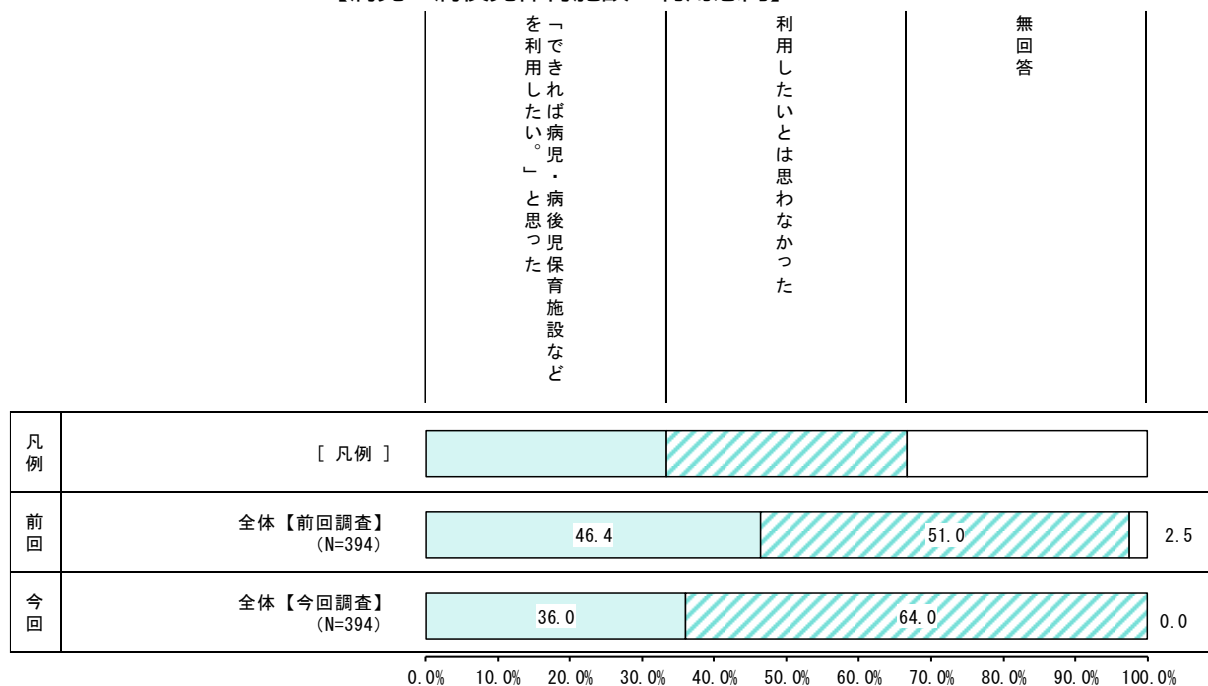
母親又は父親が休んだ際の病児・病後児保育施設の利用意向について、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい。」と思った」は、今回調査では36.0%と、前回調査より約10ポイント減少しています。

病児・病後児の保育施設を利用したいとは思わなかった理由について、今回調査では「手続きや申込みが面倒」が最も多くなっています。「親が仕事を休んで対応する」は、今回調査では43.7%と、前回調査より約11ポイント減少しています。

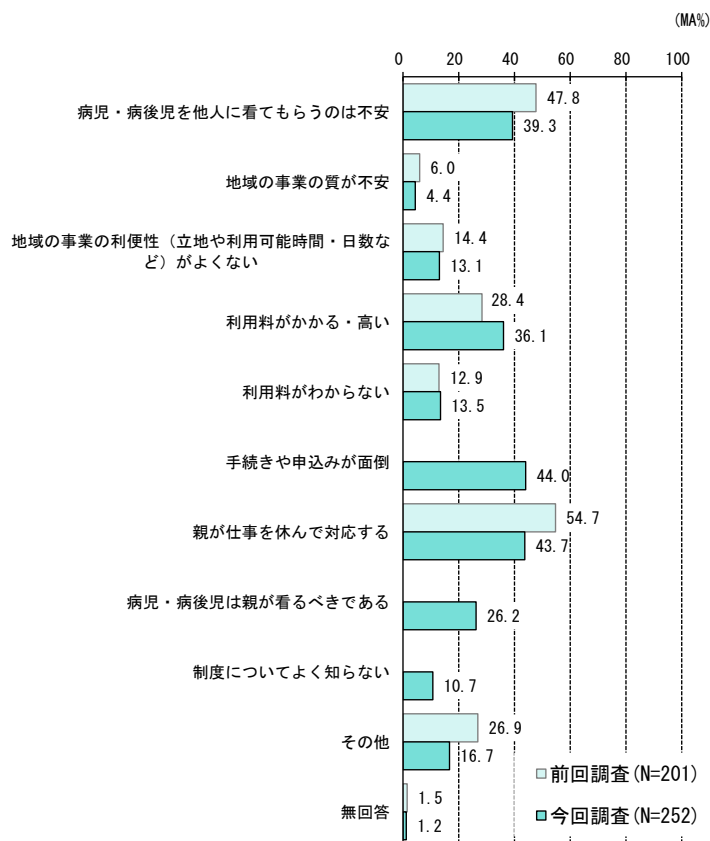
【傷病で通常の教育・保育事業を利用できなかった経験の有無】



【病児・病後児保育施設の利用意向】



【病児・病後児保育施設を利用したいとは思わなかった理由】

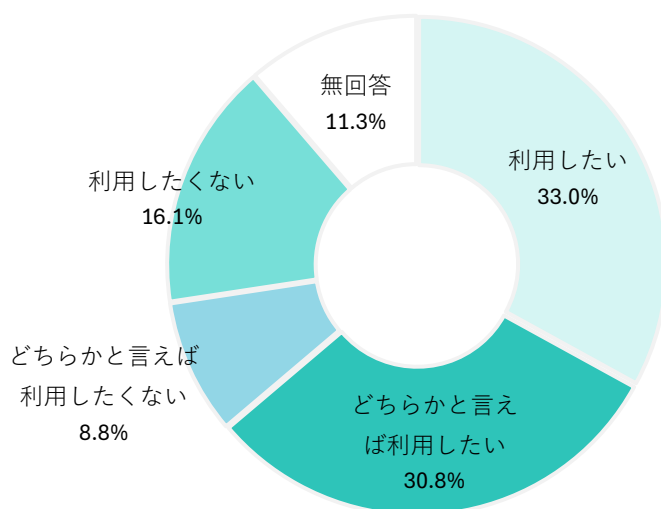


※「手続きや申込みが面倒」「病児・病後児は親が看るべきである」「制度についてよく知らない」は前回調査にはない選択肢

カ 「こども誰でも通園制度（仮称）」の利用意向

未就学児の保護者の「こども誰でも通園制度（仮称）」の利用意向について、「利用したい」が33.0%で最も多く、次いで「どちらかと言えば利用したい」が30.8%、「利用したくない」が16.1%となっています。

【「こども誰でも通園制度（仮称）」の利用意向】



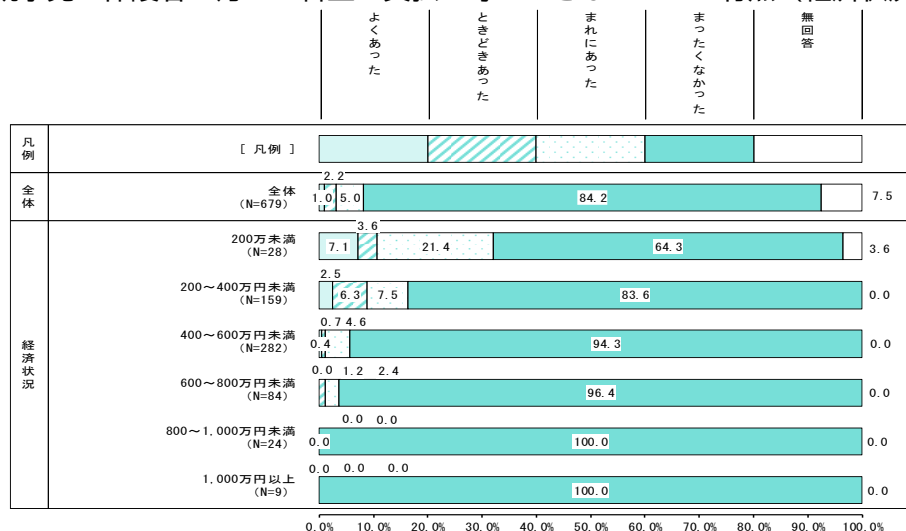
キ 月々の料金の支払いができなかった経験

未就学児の保護者が、過去1年の間に、経済的な理由で、月々の料金の支払い、家賃住宅ローンの滞納、債務の返済ができないことが「あった」（「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の和）割合は、200万未満では32.1%、200～400万円未満では16.3%、400～600万円未満では5.7%、600～800万円未満では3.6%、800～1,000万円未満・1,000万円以上では0.0%となっています。

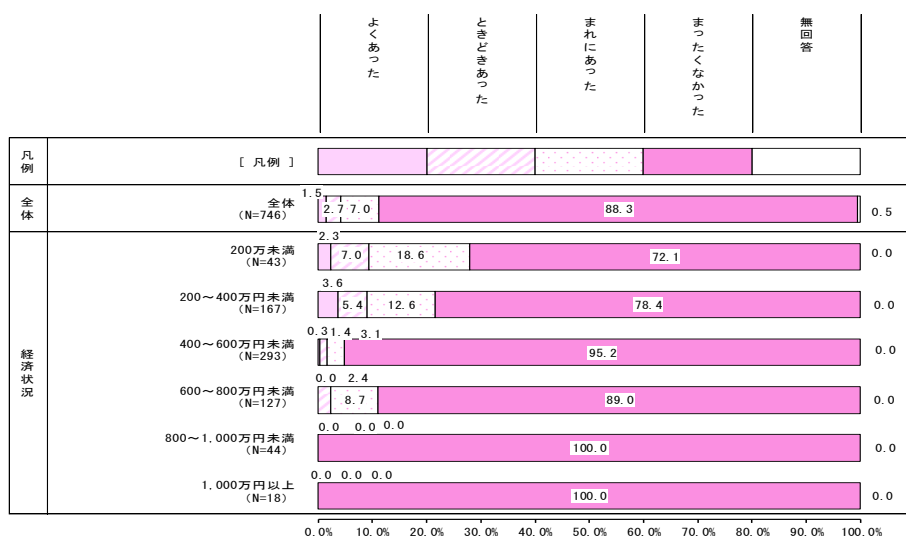
小学生の保護者では、「あった」（「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の和）は、200万未満では27.9%、200～400万円未満では21.6%、400～600万円未満では4.8%、600～800万円未満では11.1%、800～1,000万円未満・1,000万円以上では0.0%となっています。

全体の5%程度の200万円未満の層だけではなく、全体の2割を占める200～400万円未満の層でも月々の支払ができないことがあった人は2～3割いることがわかります。こうした結果から、子育て支援の推進に当たっては、児童福祉分野からの支援のみならず、就業機会や安定した賃金の確保など経済労働分野からの支援も重要な課題と考えられます。

【未就学児の保護者：月々の料金の支払い等ができないことの有無（経済状況別）】



【小学生の保護者：月々の料金の支払い等ができないことの有無（経済状況別）】



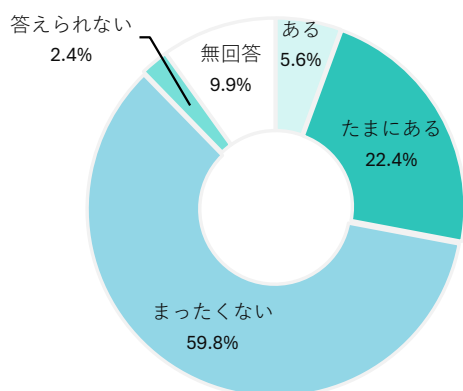
ク 児童虐待を行っているのではないかと考えた経験

「児童虐待」を行っているのではないかと考えた経験がある人（「ある」と「たまにある」の和）は、未就学児の保護者で28.0%ですが、その中で虐待だと感じた時の相談経験がある人は30.0%となっています。

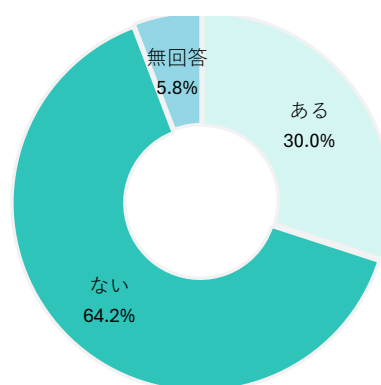
小学生の保護者では、「児童虐待」を行っているのではないかと考えた経験がある人は38.7%ですが、その中で虐待だと感じた時の相談経験がある人は22.5%となっています。

子育ての相談相手については9割以上の人々が「いる／ある」と回答していますが、児童虐待に関する相談が困難なことがわかります。

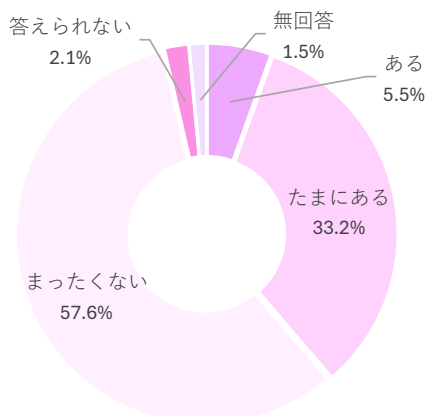
【未就学児の保護者：「児童虐待」
を行っているのではないかと
考えた経験の有無】



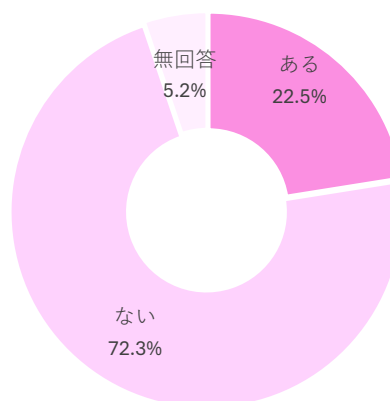
【未就学児の保護者：
虐待だと感じた時の
相談経験】



【小学生の保護者：「児童虐待」
を行っているのではないかと
考えた経験の有無】



【小学生の保護者：
虐待だと感じた時の
相談経験】

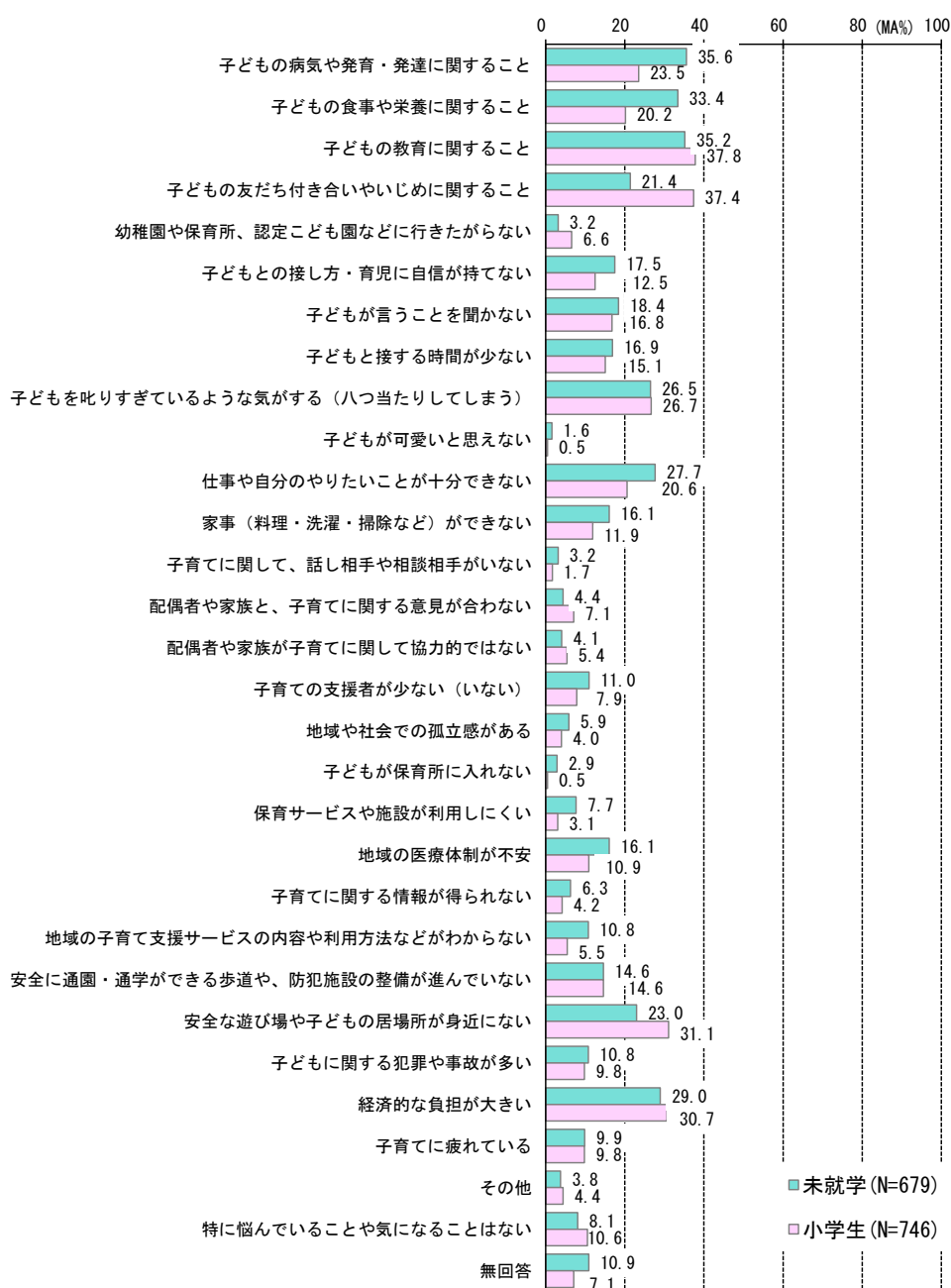


ケ 子育ての悩みや不安

未就学児の保護者の子育ての悩みや不安について、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が35.6%で最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が35.2%、「子どもの食事や栄養に関すること」が33.4%となっています。

小学生の保護者の子育ての悩みや不安について、「子どもの教育に関すること」が37.8%で最も多く、次いで「子どもの友だち付き合いやいじめに関すること」が37.4%、「安全な遊び場や子どもの居場所が身近にない」が31.1%となっているなど現代の子育て世帯の多様化・複雑化した悩みを共有・共感し、解決に向けて支援するサポート体制が重要であるといえます。

【子育ての悩みや不安】



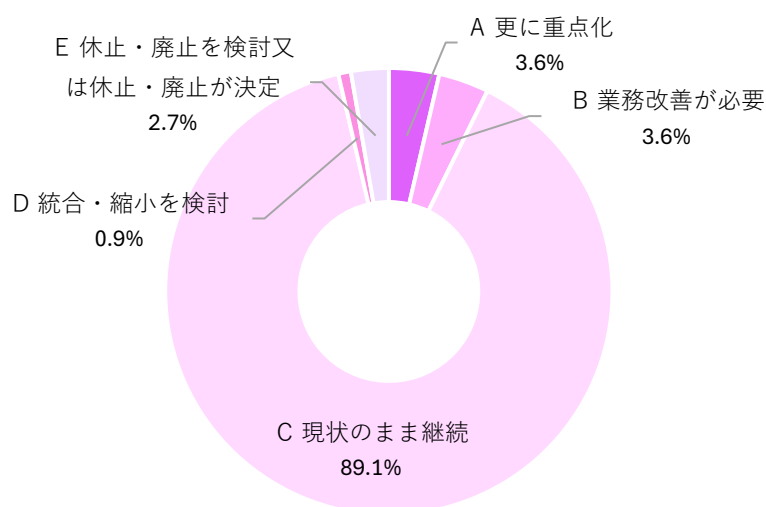
※「幼稚園や保育所、認定こども園などに行きたがらない」は小学生調査では「学校などに行きたがらない」、「配偶者や家族が子育てに関して協力的ではない」は小学生調査では「配偶者が協力してくれない」

4 第2期計画の進捗状況

令和元年度に策定した第2期計画の進捗状況をみるため、10の基本目標に基づき設定した事業について、計画期間中の実績等から今後の方向性について評価を行いました。事業の評価方法については、次のとおりです。

評価	今後の方向性
A	更に重点化
B	業務改善が必要
C	現状のまま継続
D	統合・縮小を検討
E	休止・廃止を検討又は休止・廃止が決定
—	評価外（第2期計画期間中に廃止済又は他の事業と統合済）

第2期計画期間中に廃止済又は他の事業と統合済の23事業を除く110事業のうち、「A 更に重点化」は4事業（3.6%）、「B 業務改善が必要」は4事業（3.6%）、「C 現状のまま継続」は98事業（89.1%）、「D 統合・縮小を検討」は1事業（0.9%）、「E 休止・廃止を検討又は休止・廃止が決定」は3事業（2.7%）となっています。



基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

施策1 教育・保育の受け皿の整備

【施設型給付】

No	事業名	実績	今後の方向性
1	認定こども園	令和6年度 施設数6か所 令和4年6月に「伊予市公立保育所・認定こども園の運営基本方針」を定め、公立保育所の認定こども園化を推進	A 更に重点化
2	幼稚園	令和6年度 施設数1か所	E 休止・廃止を検討又は休止・廃止が決定
3	保育所	令和6年度 施設数7か所 上灘保育所については、移転に伴い、定員が半減	C 現状のまま継続

【地域型保育給付】

No	事業名	実績	今後の方向性
1	家庭的保育	実績なし	C 現状のまま継続
2	小規模保育	令和6年度 施設数2か所	C 現状のまま継続
3	居宅訪問型保育	実績なし	C 現状のまま継続
4	事業所内保育	実績なし	C 現状のまま継続

基本目標2 地域における子育ての支援

施策1 地域における子育て支援サービスの充実

【地域子ども・子育て支援事業】

No	事業名	実績	今後の方向性
1	利用者支援事業	令和6年度 施設数2か所（基本型・こども家庭センター型） 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを令和6年度設置	C 現状のまま継続
2	地域子育て支援拠点事業	令和5年度 利用人数 延べ8,352人	C 現状のまま継続
3	妊婦健康診査事業	令和5年度 妊婦健康診査受診者数 延べ1,948人	C 現状のまま継続
4	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	令和5年度 訪問件数 158件	C 現状のまま継続

No	事業名	実績	今後の方向性
5	養育支援訪問事業	令和5年度 利用件数 0件 令和6年度から養育支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業とに分離・見直し	—
6	子育て短期支援事業	令和6年1月より本市直営で事業開始	C 現状のまま継続
7	ファミリー・サポート・センター事業	令和5年度 利用件数 124 件	C 現状のまま継続
8	一時預かり事業	令和5年度 利用人数 ・幼稚園型：延べ 14,813 人 ・一般型：延べ 1,449 人	C 現状のまま継続
9	延長保育事業	令和5年度 利用人数 166 人	C 現状のまま継続
10	病児・病後児保育事業	令和5年度 利用人数（広域分含む） 延べ 459 人	C 現状のまま継続
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	令和5年度 利用人数 ・公立放課後児童クラブ：281 人 ・民間放課後児童クラブ：161 人	C 現状のまま継続
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	令和5年度 未移行園に通っている低所得者世帯等に対して副食費に要する費用の補助件数 16 件	C 現状のまま継続
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	実績なし	C 現状のまま継続

【地域子ども・子育て支援事業以外の事業】

No	事業名	実績	今後の方向性
1	家庭相談室	令和5年度 児童家庭相談件数 1,780 件	C 現状のまま継続
2	教育支援教室	令和5年度（年度末） 在籍者数 19 人 ※「適応指導教室」は、令和5年度から「教育支援教室」へ名称変更	C 現状のまま継続
3	情報提供の充実	本市ホームページと広報紙に子育て支援に関する情報コーナーを設け、月1度発信 子育て支援ガイドブックの見直し	B 業務改善が必要
4	ブックスタート事業	令和5年度 利用人数 313 人	C 現状のまま継続
5	放課後子ども総合プランの推進	放課後子ども教室は令和4年度末をもって事業終了 「新・放課後子ども総合プラン」は期間満了	—

施策2 保育サービスの充実

No	事業名	実績	今後の方向性
1	通常の保育	令和5年度（4月1日現在） 利用人数 757 人	C 現状のまま継続
2	延長保育事業【再掲】	令和5年度 利用人数 166 人	C 現状のまま継続
3	障がい児保育	令和5年度 利用人数 35 人	C 現状のまま継続
4	職員の資質の向上	令和5年度 園外研修参加人数 延べ249 人	C 現状のまま継続
5	子どもの健康及び安全確保	令和5年度 安全・防災計画作成園数 7 園	C 現状のまま継続
6	国際化にともなう外国人幼児、保護者への対応	今のところ、外国人幼児と保護者への対応はできているが、以前に行っていた英語体験学習がなくなったため、他の方法で言葉や文化の違いを理解できるよう検討する	B 業務改善が必要
7	公立保育所の民間委託	令和6年度 給食調理民間委託件数 1 件	C 現状のまま継続

施策3 児童の健全育成

No	事業名	実績	今後の方向性
1	児童館運営事業	令和5年度 利用人数 ・児童館「あすなろ」：延べ18,832人 ・児童センター「みんくる」：延べ62,977人	C 現状のまま継続
2	放課後子ども教室	令和4年度末をもって事業終了	—
3	学校教育問題対策協議会	各学校での児童生徒の問題行動等については、その都度、関係者が協議・対応	D 統合・縮小を検討
4	青少年センター	令和5年度 研修会など参加回数 3回	C 現状のまま継続

施策4 世代間交流の促進

No	事業名	実績	今後の方向性
1	保育所地域活動	令和5年度 世代間交流参加人数 延べ1,238人、 交流回数 延べ30回	C 現状のまま継続
2	地域組織活動育成	令和5年度 保護者会行事参加人数 延べ6,655人	C 現状のまま継続
3	保育所・高等学校交流活動	令和5年度 年間交流回数 延べ22回	C 現状のまま継続
4	ぐんちゅう保育所楽鼓隊	コロナ禍のため、令和2年度より実施していない	E 休止・廃止を検討又は休止・廃止が決定
5	コミュニティ運動会	令和5年度 コミュニティ運動会（スポーツ大会） 開催回数 6回	C 現状のまま継続

基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

施策1 子どもや母親の健康の確保

No	事業名	実績	今後の方向性
1	母子健康手帳交付	令和5年度 妊娠の届出人数 154人、 産婦健康診査受診者数 延べ274人 令和4年10月出産以降の産婦から、産婦健康診査事業を実施 産後うつ等によるメンタル不調を早期に発見し適切なケアを提供できるよう産後の初期段階における母子に対する支援を強化	C 現状のまま継続
2	マタニティ歯科	「各種教室や相談体制の充実」に統合	—
3	個別健康診査	「妊婦健康診査事業」に統合	—
4	訪問指導	「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）」に統合	—
5	集団健診	令和5年度 1歳6か月児健診の受診率96.9%、 3歳児健診の受診率97.9%	C 現状のまま継続
6	精密健康診査	「乳幼児健康診査」に統合	—
7	予防接種	「各種教室や相談体制の充実」に統合	—
8	育児相談	令和5年度 母子保健指導（健診、訪問、教室以外）件数 延べ1,401件、母子保健指導（電話）件数 延べ805件	C 現状のまま継続
9	歯科相談	「各種教室や相談体制の充実」に統合	—
10	フッ化物塗布	「各種教室や相談体制の充実」に統合	—
11	フッ化物洗口	令和5年度 フッ化物洗口実施児童生徒数 2,928人（保育所・認定こども園・幼稚園（4歳以上）・小中学校の希望者を対象に実施）	C 現状のまま継続
12	むし歯予防教室	「各種教室や相談体制の充実」に統合	—
13	心理相談	令和5年度 心理発達相談利用人数 延べ43人 令和5年7月より、発達相談以外にも、様々な子育ての相談に対応できるよう心理カウンセラーによる「カルガモ相談」を開始	C 現状のまま継続
14	療育教室	令和5年度 参加人数 470人	C 現状のまま継続
15	離乳食講座	「各種教室や相談体制の充実」に統合	—
16	育児講座	令和5年度 利用人数 延べ1,934人	C 現状のまま継続
17	小児救急出前講座	「各種教室や相談体制の充実」に統合	—
18	学校保健との連携	各事業において必要に応じて実施	—

No	事業名	実績	今後の方向性
19	総合保健福祉センター	高齢者や障がい者の窓口も含む総合施設で幅広い対象に貸館を実施	—
20	特定不妊治療費助成事業	令和5年度 不妊治療に係る先進医療費助成事業助成申請件数 22件、不育症治療費助成申請件数 0件 令和4年4月より不妊治療が保険適用になったことで、令和5年度途中からは「不妊治療に係る先進医療費助成事業」として、保険診療の特定不妊治療費と併用して行った先進医療費の一部を助成	C 現状のまま継続
21	母子健康包括支援センター	「利用者支援事業」に統合	—
22	産後ケア事業	令和5年度 産後ケア事業申請件数 2件 令和3年度から居宅訪問ができるよう内容を拡充	B 業務改善が必要
23	マタニティヨガ教室	「各種教室や相談体制の充実」に統合	—
24	不育症治療費助成事業	「特定不妊治療費助成事業」に統合	—

施策2 「食育」の推進

No	事業名	実績	今後の方向性
1	伊予市食育推進計画	令和5年度・令和6年度の2年間で、第2次伊予市健康づくり・食育推進計画の評価・見直しを行い、次期計画を策定	C 現状のまま継続
2	お米・野菜作り体験学習	令和5年度 食育実施園数 9園	C 現状のまま継続
3	食と食文化のまちづくり	令和2年度からコロナ禍のため、キッズキッチン中止となり、コロナ禍の後も再開することはなく、事業は中止	—

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策1 次代の親の育成

No	事業名	実績	今後の方向性
1	男女共同参画への啓発活動(企画)	令和5年度 男女共同参画社会に関する周知回数(広報紙) 2回	A 更に重点化

施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

No	事業名	実績	今後の方向性
1	幼稚園	令和6年度 施設数1か所	E 休止・廃止を検討又は休止・廃止が決定
2	スクールカウンセラー	令和5年度 スクールカウンセラー配置人数 4人	C 現状のまま継続
3	巡回教育相談員	令和5年度 巡回相談員数 3人	C 現状のまま継続
4	中学生海外派遣	令和5年度 派遣者数 14人	C 現状のまま継続
5	特色ある学校づくり	各小中学校の総合的な学習時間等において、組織的・計画的・総合的な研究や活動を実施	C 現状のまま継続

施策3 家庭や地域の教育力の向上

No	事業名	実績	今後の方向性
1	愛護班活動	令和5年度 愛護班活動団体数 22団体	C 現状のまま継続
2	P T A活動	令和5年度 本市P T A連合会研修参加人数 21人	C 現状のまま継続
3	各種子ども体験活動	令和5年度 通学合宿実施回数 2回	C 現状のまま継続

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

施策1 良質な住宅の確保

No	事業名	実績	今後の方向性
1	市営住宅整備	令和2年度に伊予市公営住宅棟長寿命化計画の見直しを実施	C 現状のまま継続

施策2 安全・安心まちづくりの推進等

No	事業名	実績	今後の方向性
1	公園等の維持管理	遊具点検、樹木剪定等を計画的に実施	C 現状のまま継続
2	公園等の整備	令和3年度に公園の長寿命化計画の見直しを実施 計画に基づき、順次改修を実施	C 現状のまま継続
3	安全・安心まちづくり推進協議会	令和5年度 安全・安心まちづくり推進協議会の開催回数 1回	C 現状のまま継続

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

No	事業名	実績	今後の方向性
1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	令和6年度 研修会（市民・市職員対象）の開催 1回	A 更に重点化
2	再就職準備セミナー等の啓発	他機関のセミナー情報を広報誌に掲載	C 現状のまま継続
3	家庭や職業等における男女共同参画	令和5年度 研修会（市民・市職員対象）の開催 1回	A 更に重点化

施策2 仕事と子育ての両立の推進

No	事業名	実績	今後の方向性
1	通常の保育 【再掲】	令和5年度（4月1日現在） 利用人数 757人	C 現状のまま継続
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	令和5年度 利用人数 ・公立放課後児童クラブ：281人 ・民間放課後児童クラブ：161人	C 現状のまま継続

基本目標7 子どもの安全の確保

施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

No	事業名	実績	今後の方向性
1	交通指導員	令和5年度 早朝街頭指導 12回	C 現状のまま継続
2	交通安全用具の支給	令和5年度 黄色い帽子・自治班旗の配布数 336件、サイクルキャップの配布数 350件、交通安全絵本配布数 28件 幼児に配布しているぬりえ帳を令和4年度から絵本に変更	C 現状のまま継続
3	ヘルメット購入補助	令和5年度 ヘルメット購入補助 139,500円 自転車での遠距離通学を行う中学生（港南中学校、伊予中学校、双海中学校）の保護者対象補助は、購入費の半額で、1,500円が限度額	C 現状のまま継続
4	通学バス運行業務	令和5年度バス運行日数 ・南山崎小学校：181日 ・中山小学校、中山中学校：752日 ・双海中学校：302日	C 現状のまま継続
5	親子交通安全教室	令和5年度 親子交通安全教室 1回、交通安全指導 10回	C 現状のまま継続

施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

No	事業名	実績	今後の方向性
1	防犯灯設置	令和5年度 防犯灯補助金交付件数 176件	C 現状のまま継続
2	安全・安心メール配信	令和5年度 安全・安心メール配信回数 9回	C 現状のまま継続
3	見守り隊活動	令和5年度 スクールガードリーダー派遣人数 2人	C 現状のまま継続
4	非常通報装置の設置	令和5年度 非常通報装置設置数 ・小学校：9校 ・中学校：4校 ・幼稚園：2園 ・保育所・認定こども園：7園	C 現状のまま継続
5	危機管理マニュアル	令和5年度 危機管理マニュアル策定数 ・小学校：9校 ・中学校：4校 ・幼稚園：2園 ・保育所・認定こども園：7園	C 現状のまま継続
6	不審者の侵入防止	令和5年度 不審者対策取組実施数 ・小学校：9校 ・中学校：4校 ・幼稚園：2園 ・保育所・認定こども園：7園	C 現状のまま継続

基本目標8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

施策1 児童虐待防止対策の充実

No	事業名	実績	今後の方向性
1	要保護児童地域対策協議会	令和5年度 要保護児童地域対策協議会開催回数 4回、要保護児童地域対策協議会対象児童数 113人	C 現状のまま継続
2	児童虐待の早期発見	令和5年度 児童虐待の発見件数 17件	C 現状のまま継続

施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

No	事業名	実績	今後の方向性
1	母子・父子自立支援	令和5年度 以下の3事業を継続して実施 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	C 現状のまま継続

施策3 障がい児施策の充実

No	事業名	実績	今後の方向性
1	日常生活用具費支給	令和5年度 日常生活用具支給数 48件	C 現状のまま継続
2	介護給付費等支給及び障害児通所支援事業	令和5年度 介護給付費等支給数 19件、障害児通所支援支給数 65件	C 現状のまま継続
3	補装具費支給	令和5年度 補装具支給（購入）件数 3件、補装具支給（修理）件数 5件	C 現状のまま継続
4	育成医療費支給	令和5年度 給付件数 3件	C 現状のまま継続
5	障がい福祉計画の策定	令和5年度に第3期障がい児福祉計画の策定	C 現状のまま継続
6	通級による指導	令和5年度 通級指導対象者数 ・小学校：84人 ・中学校：22人 令和5年度から、伊予小学校に通級指導教室を新設	C 現状のまま継続
7	幼児ことばの教室	令和5年度 利用人数 51人	C 現状のまま継続
8	教育相談	令和5年度 教育相談件数 58件	C 現状のまま継続
9	教育支援委員会	令和5年度 委員会開催回数 2回	C 現状のまま継続
10	特別支援教育巡回相談員	令和5年度 特別支援教育巡回相談員数 2人	C 現状のまま継続
11	放課後等デイサービス	令和5年度 放課後等デイサービス支給件数 102件	C 現状のまま継続
12	保育・生活支援員	令和5年度 保育支援員数 2人、小学校学校生活支援員数 25人、中学校学校生活支援員数 3人	C 現状のまま継続
13	難聴児補聴器支給	令和5年度 難聴児補聴器支給件数 2件	C 現状のまま継続
14	児童発達支援センター	令和2年度より1か所設置	C 現状のまま継続

基本目標9 経済的支援策の充実

施策1 経済的支援策の充実

No	事業名	実績	今後の方向性
1	児童手当	令和5年度（年度末時点） 児童手当対象児童数 3,504 人	C 現状のまま継続
2	児童扶養手当	令和5年度（年度末時点） 児童扶養手当給付件数 255 件	C 現状のまま継続
3	子ども医療費助成	令和5年度 医療費助成件数 73,577 件 令和6年1月受診分より対象を拡大し、出生の日から18歳到達年度末までの、こどもの通院及び入院に係る費用の自己負担分を助成	B 業務改善が必要
4	施設等利用給付	令和5年度 入園料償還人数 7人、保育料償還人数 17人、預かり保育料償還人数 67人	C 現状のまま継続
5	対外運動競技等派遣費補助	令和5年度 本市内中学校補助金額 1,918,000 円 令和5年度からは、四国・全国大会以外の国、地方公共団体その他市長が適当と認める団体が主催している大会の出場者に対しても補助の対象を拡大	C 現状のまま継続
6	遠距離通学費助成	令和5年度 遠距離通学費補助金額 212,000 円	C 現状のまま継続
7	障害児福祉手当	令和5年度（年度末時点） 受給者数 22 人	C 現状のまま継続
8	特別児童扶養手当	令和5年度（年度末時点） 受給者数 85 人	C 現状のまま継続
9	要保護・準要保護児童生徒の就学援助	令和5年度（7月31日時点） 教育扶助受給者数 3 人	C 現状のまま継続
10	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	「母子・父子自立支援」に統合し、廃止	—
11	ひとり親家庭医療費助成	令和5年度 医療費助成件数 9,624 件	C 現状のまま継続
12	母子家庭等自立支援教育訓練給付	「母子・父子自立支援」に統合し、廃止	—
13	母子家庭等高等職業訓練促進給付	「母子・父子自立支援」に統合し、廃止	—
14	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	「母子・父子自立支援」に統合し、廃止	—
15	愛顔の子育て応援事業	令和5年度 おむつ券の年間交付枚数 4,973 枚	C 現状のまま継続

No	事業名	実績	今後の方向性
16	重度心身障害者 (児)医療費助成	令和5年度 医療費助成件数 26,546 件	C 現状のまま継続
17	未熟児養育医療費 助成	令和5年度 医療費助成件数 13 件	C 現状のまま継続

基本目標10 子どもの貧困対策の推進

施策1 子どもの貧困対策の推進

No	事業名	実績	今後の方向性
1	子どもの居場所づくりの支援	令和5年度施設利用者数（こども・保護者など） 延べ152 人 令和5年6月事業開始し、養育環境に課題のあるこどもや不登校のこども等を対象に「安全・安心な居場所の提供」「生活習慣の形成」「学習支援」「食事の提供」等を実施	C 現状のまま継続
2	貧困家庭児童等の生活・学習支援	令和5年度 登録者数 19 人	C 現状のまま継続

第3章 計画の基本的な考え方

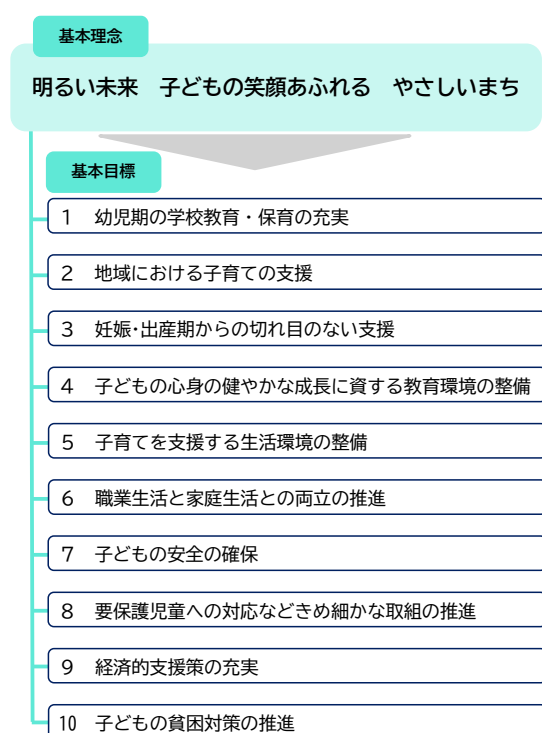
1 計画見直しの考え方

本計画に定める「基本指針」及び「基本理念」については、原則として、第2期計画の考え方を踏襲するものとしますが、「伊予市子育て応援宣言」を踏まえ、本市のキャッチフレーズ「育てよう未来の伊予 世界をかけるこどもたち」を基本理念のキャッチフレーズとして追加し、『世界を担える人材育成』を、市民・事業者・行政など総ぐるみで高度に実施していくことを明確化しました。

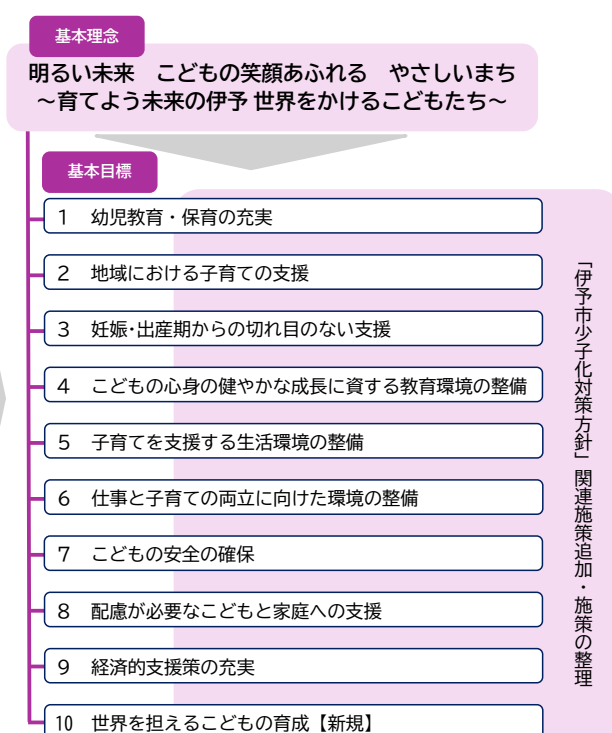
また、「育てよう未来の伊予 世界をかけるこどもたち」を実現するため、新たに基本目標10として「世界を担えるこどもの育成」を追加し、文化や世界観の提供によるワールドワイドな夢の醸成・活動の支援等を推進します。

さらに、「伊予市少子化対策方針」の関連施策を取り入れるとともに、現行施策の整理を行い、各基本目標の実現に向けて施策や取組の内容の整理と見直しを行いました。

【第2期計画】



【本計画】



2 計画の基本指針

本計画においても、第2期計画同様、子ども・子育て支援法に基づき、以下の基本指針に沿って計画を策定します。

(1) こどもの視点を尊重します

「こどもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの育ちの過程に応じた支援を行います。

(2) 全ての子どもと子育て家庭を支援します

「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」との基本認識を念頭に置きつつ、就労状況や性別等により、様々な状況が異なる保護者に寄り添い、安心して子育てができるよう支援します。

(3) 社会全体で子育てを応援します

子育てに関わる全ての人がある喜びを感じるために、家庭・地域・事業者・行政等が連携して、社会全体で子育てを支援します。

3 計画の基本理念

保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭・地域・学校・事業者・行政等が、それぞれの役割と責任を自覚し、こどもに最善の利益がもたらされるよう協働して子育てに努めるようなまちづくりを推進するとともに、文化や世界観の提供によるワールドワイドな夢の醸成・活動の支援など『世界を担える人材育成』を、市民・事業者・行政など総ぐるみで高度に実施していきます。

基本理念

明るい未来 こどもの笑顔あふれる やさしいまち
～育てよう未来の伊予 世界をかけるこどもたち～

4 計画の基本目標

国の基本指針に規定されている項目を踏まえた上で、伊予市の実情を考慮し、基本理念の実現に向けて以下の10の基本目標を設定します。

基本目標1 幼児教育・保育の充実



こどもの幸せを第一に考えるとともに、子育て家庭の就労状況やニーズの変化等を踏まえた教育・保育サービスの提供体制の整備を図ります。

また、これまで以上に保育の質の向上に努めます。

基本目標2 地域における子育ての支援

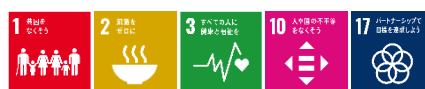


全ての子育て家庭へ支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

また、サービスを有効に利用できるよう情報の周知に努めます。

さらに、こどもの健全な成長のため、学校や地域と協力し、こどもたちの安全・安心な居場所づくりを推進します。

基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援



全てのこどもと親へ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮しながら、母子保健と児童福祉の両面から子育て世帯をサポートし、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

基本目標4 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



次代を担うこどもたちが、個性豊かに生きる力を身につけるために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力しながら、社会全体できめ細かな教育環境の整備を進めます。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備



こどもや妊産婦、親子連れ等が、安心して外出や社会参加できるよう公共施設や設備の改善に努めるとともに、日常生活の利便性の向上に向けて、住環境、こどもの遊び場環境、医療環境など環境整備に取り組みます。

基本目標6 仕事と子育ての両立に向けた環境の整備



子育てを支援する職場環境づくりへの働きかけや就業対策等を行うとともに、保育サービスや放課後児童クラブの充実など多様な働き方に対応した支援体制の充実を図り、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

基本目標7 こどもの安全の確保



こどもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察・保育所・認定こども園・学校・地域等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な安全対策を推進します。

基本目標8 配慮が必要なこどもと家庭への支援



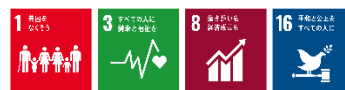
児童虐待による深刻な被害や死亡事故があってはならないとの認識の下、福祉・医療・保健・教育・警察等の関係機関を含めた地域全体で、こどもを守る支援体制を構築し、こどもが安心して健やかに成長できるための環境づくりを進めます。

ひとり親家庭は子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。その家庭のこどもの健全な育成を図るため、子育て支援、就業支援、経済支援など総合的な対策を充実させます。

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないようにこどもが未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境の整備を進め、こどもの貧困対策を推進します。

障がいのあるこどもについては、在宅で生活する上での支援や、就学支援も含めた教育支援体制の整備を行います。

基本目標9 経済的支援策の充実



子育てに費やす費用は、医療・教育・保育など多岐にわたっており、その経済的負担の軽減は多くの家庭で望まれています。

各種手当による支援のほか、就労機会や安定した賃金の確保など自立した生活が確保できるよう、長期的目線での支援を推進します。

基本目標10 世界を担えるこどもの育成



『世界を担える人材育成』を目指し、市民・事業者・行政等が連携し、文化や世界観の提供によるワールドワイドな夢の醸成・活動の支援等を行います。

5 計画の施策体系

基本理念

明るい未来 こどもの笑顔あふれる やさしいまち
～育てよう未来の伊予 世界をかけるこどもたち～

基本目標

施策

1 幼児教育・保育の充実

- (1) 教育・保育の受け皿の整備
- (2) 教育・保育サービスの充実

2 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 児童の健全育成
- (3) 世代間交流の促進

3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- (1) こどもや母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進

4 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

5 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 生活利便性の向上に資するまちづくりの実施

6 仕事と子育ての両立に向けた環境の整備

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2) 就業対策等の推進
- (3) 仕事と子育ての両立の推進

7 こどもの安全の確保

- (1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 安全・安心なまちづくりの推進等

8 配慮が必要なこどもと家庭への支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) こどもの貧困対策の推進
- (4) 障がい児施策の充実

9 経済的支援策の充実

- (1) 経済的支援策の充実

10 世界を担えるこどもの育成

- (1) 国際文化に触れる機会の提供
- (2) 国際的コミュニケーション力の醸成

基本目標1 幼児教育・保育の充実

施策1 教育・保育の受け皿の整備

子育て家庭の就労状況やニーズの変化等を踏まえた教育・保育サービスの提供体制の整備を図ります。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
認定こども園	子育て支援課	就学前のこどもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置を推進します。 令和8年度に現行の「伊予市公立保育所・認定こども園の運営基本方針」を見直し、今後の方針を定める予定です。
保育所	子育て支援課	保育を必要とするこどもを受入れ、日々の保育を実施します。 事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努めます。 令和8年度に現行の「伊予市公立保育所・認定こども園の運営基本方針」を見直し、今後の方針を定める予定です。
家庭的保育	子育て支援課	保育者が居宅等において家庭的な雰囲気の下、保育を必要とする少人数(5人以下)の乳児・幼児(原則として満3歳未満)を対象に、保育を実施する事業です。市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めます。
小規模保育	子育て支援課	保育を必要とする乳児・幼児(原則として満3歳未満)を対象に、定員6人以上20人未満で保育を実施する事業です。市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じた利用定員を確保します。
居宅訪問型保育	子育て支援課	障がいや疾病等により集団保育が著しく困難な乳児・幼児を対象に、その乳児・幼児(原則として満3歳未満)の居宅において1対1を基本とする保育を実施する事業です。市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めます。
事業所内保育	子育て支援課	企業が、主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設において、満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育する事業です。市町村の認可事業として位置付けられ地域のニーズに応じて計画的に整備を進めます。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	子育て支援課	保護者の孤立感や不安感の解消のため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の実施に努めます。

施策2 教育・保育サービスの充実

障がい児や外国人幼児を含めた様々なこどもが、円滑に教育・保育等のサービスを利用できるようサービスの提供体制の整備と保育の質の向上に努めます。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
通常の保育	子育て支援課	保育に欠ける児童の預かりを、全ての公立私立保育所・認定こども園・小規模保育園で対応しています。 多様化する保護者の就労状況に対応するため、各保育所の定員の適正化を図り、待機児童の発生を防ぐよう努めます。
延長保育事業	子育て支援課	保護者の勤務形態の多様化により、通常の保育時間を超えて児童を保育し、保護者の利便の向上を図ります。 保護者のニーズに応じて、延長保育の必要性のある地域や施設があれば、事業の拡大を検討します。
障がい児保育	子育て支援課	全ての公立・私立保育所・認定こども園・小規模保育園において、特別な支援を要するこどもの保育に対し、関係機関が適切に連携を行い必要な保育・支援を行います。 職員の専門性がより高まるよう特別支援研修を定期的に行うとともに、利用者人数にあわせて職員を配置し、受入態勢の充実に努めます。
職員の資質の向上	子育て支援課	保育士が、様々な分野に対する専門性を高めていけるよう研修を実施し、保育の質の向上に努めます。
こどもの健康及び安全確保	子育て支援課	全ての保育所・認定こども園において、こどもの健康及び安全確保に努められるよう各園の実態や地域に応じた安全・防災計画の見直しを行うとともに、訓練を定期的に行います。
国際化に伴う外国人幼児、保護者への対応	子育て支援課	当該幼児が、円滑な教育・保育等の利用ができるよう保育所・認定こども園・小規模保育園に設置するインターネット環境等を活用し、多言語での対応等を行います。 言葉や文化の違いを理解し、多文化共生の教育・保育を推進できるよう職員に対する研修の充実に努めます。
公立保育所給食の外部搬入	子育て支援課	給食調理業務の安定した継続運営及びスケールメリットにより低コスト化を図るため、伊予地域の比較的大規模な調理施設を有する認定こども園に調理業務を集約し、各園に搬送する仕組みを構築します。
医療的ケア児の受入体制の構築	子育て支援課 福祉課	医療的ケア児の受入れに関するガイドラインを作成し、該当する幼児が保育所等への入所を希望する場合に協議する検討会を設置します。 また、必要に応じて受入環境を整備します。

基本目標2 地域における子育ての支援

施策1 地域における子育て支援サービスの充実

全ての子育て家庭へ支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、サービスを有効に利用できるよう情報の周知に努めます。

【地域子ども・子育て支援事業】

事業名	担当課	事業内容／取組内容
利用者支援事業	子育て支援課 健康増進課	こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設や一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう市窓口や地域子育て支援拠点で情報提供を行い、相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。 妊娠期から子育て期にわたり、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターにおいて、子育て支援分野と母子保健分野が連携し切れ目のない支援を行います。 妊娠の届出を機会に、全妊婦の状況を把握し、利用可能なサービスの情報提供や相談を行います。 必要に応じ個別支援プランを策定し、関係機関と連携し継続的な支援を行います。
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談等を実施し、育児不安等の解消を図ります。障がいのある児童と保護者に対し、早期発見かつ継続的な見守り等を行うため、各小中学校・保育所・認定こども園及び保健センター等とネットワークを構築します。 特別支援教育に関する相談を強化します。
妊婦健康診査事業	健康増進課	妊婦の健康の保持増進を図るため、母子健康手帳交付時に全妊婦に対して保健指導を実施し健康診査の利用勧奨を行います。 また、健診結果で保健師による保健指導が必要と判断された者については、早期に介入し、医療機関との連携を図ります。 妊婦健康診査に係る費用の公費負担を継続的に実施し、健康管理と経済的支援を図ります。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	子育て支援課 健康増進課	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や、必要な情報提供を行います。 訪問ができない家庭については、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、状況確認に努め、適切な支援等を行います。 伴走型相談支援と併せ養育者に寄り添い、産後ケア事業等の必要なサービスを案内します。 引き続き体制の維持と適切な実施に努めます。
子育て短期支援事業	子育て支援課	保護者の病気等の理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、施設で必要な養育・保護を行う事業です。 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。 令和6年1月より本市直営で事業を開始しました。対象者の利用につながるよう、市民や関係者へ事業の周知を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）等の連絡調整を行うとともに、提供会員に必要な講習やその他必要な援助を行い、知識や技能の向上を図ります。 保護者のニーズにできるだけ対応できるよう今後も事業のPRに努め、会員数の増加を図ります。
一時預かり事業	子育て支援課	保護者の就労や傷病等による緊急時、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所・認定こども園等で一時的に保育を行います。 利用希望が多いことから、今後は一般型の預かりの拡充に努めます。
延長保育事業【再掲】	子育て支援課	保護者の勤務形態の多様化により、通常の保育時間を超えて児童を保育し、保護者の利便の向上を図ります。 保護者のニーズに応じて、延長保育の必要性のある地域や施設があれば、事業の拡大を検討します。
病児・病後児保育事業	子育て支援課	病気又は病気の回復期にある児童で、集団保育が困難で、かつ、家庭内で保育ができない場合、保育士や看護師が一時的に保育を行います。 令和5年度に本市内に新規開業した小児科が協力医療機関となったことから、今後も連携を図っていきます。 また、コロナ禍が終了し利用者数は増加しており、今後も利用者のニーズに対応するため、継続して実施します。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	子育て支援課	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図ります。 少子化・施設の老朽化などソフト・ハード両面の情勢の変化に留意しつつ、最適なサービスの提供が行えるよう引き続き柔軟に対応します。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	子育て支援課 学校教育課	幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない園（未移行園）を利用する低所得世帯等に副食費用助成を実施します。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	子育て支援課	地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規事業者が円滑に、保育所・小規模保育事業等での保育等事業を実施できるよう必要な支援を行います。 今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入を検討します。
子育て世帯訪問支援事業	健康増進課	ヘルパー等による乳幼児の育児・家事援助等の必要がある家庭に対しては、適切な利用ができるよう周知を図り、支援につなげていきます。
児童育成支援拠点事業	子育て支援課	養育環境等に関する課題を抱えるこどもについて、生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて保護者に対し、情報の提供、相談、助言その他の必要な支援を行います。
親子関係形成支援事業	子育て支援課	親子間における適切な関係性の構築を目的として、こどもとその保護者に対し、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談、助言その他の必要な支援を行います。
産後ケア事業	健康増進課	出産後の母子に対し、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。また、妊娠・出産・産後ケアの連続性を担保し、産後ケア事業（宿泊・通所・訪問）の円滑な実施を図るため、多職種、多機関が連携して取り組みます。
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	健康増進課	経済的な支援と組みあわせて、妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や環境等の把握を行うほか母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行います。

【地域子ども・子育て支援事業以外の事業】

事業名	担当課	事業内容／取組内容
家庭相談室	子育て支援課	令和5年度に子ども総合センターからこども家庭センターに名称変更し、母子包括支援センターとの連携を強化しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しています。引き続き事業を円滑に実施するため、適正な人員の確保や専門職の人材確保を行います。また、職員の資質の向上のため、研修の充実を図ります。
教育支援教室	子育て支援課 学校教育課	学校に行きたくても行くことができない児童生徒のための学びの施設として、引き続き学校と連携しながら、社会的自立や学校復帰の支援をします。また、悩んでいる保護者に対し「保護者の会」や「個別懇談会」を工夫し、支援を行います。
情報提供の充実	子育て支援課	子育て支援に関する情報を、本市ホームページや広報紙等で発信・周知するなどウェブサイトの活用を検討します。転入者にもわかりやすい情報の周知に努めます。
ブックスタート事業	子育て支援課	乳児及びその保護者に家庭でも楽しめるような絵本を贈り、本に親しむ大切さと親と子のふれあいを応援し、子育てに役立つ情報を積極的に伝えます。

施策2 児童の健全育成

こどもの健全な成長のため、学校や地域と協力し、こどもたちの安全・安心な居場所づくりを推進します。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
児童館運営事業	子育て支援課	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにするために、児童館・児童センターの運営を行います。 老朽化した児童館「あすなろ」については、施設・機能の両面から早急に今後の方向性を定め、対応します。
青少年センター	社会教育課	関係団体・関係機関等との緊密な連携の下、青少年の健全育成に向けた活動を展開します。 青少年をめぐる環境点検と有害環境の浄化に努めるとともに、研修会等に積極的に参加することで関係者の研鑽にも取り組みます。

施策3 世代間交流の促進

地域における子育て支援サービス等を充実するため、世代間交流の推進を図ります。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
保育所地域活動	子育て支援課	老人施設・介護施設等への訪問や地域の方への行事の招待、園内での祖父母参観の充実など世代間交流の機会をつくり、保育所における地域活動の充実を図ります。
地域組織活動育成	子育て支援課	家庭児童の健全な育成を図るため、保護者の積極的な参加による地域組織活動の促進を図ります。 保育所の保護者が、地域と連携し行っている活動の充実が図れるよう支援します。
保育所・高等学校交流活動	子育て支援課	今後も地元高校生と園児の交流の機会を増やし、様々な体験を計画し交流の充実を図ります。
コミュニティ運動会（スポーツ大会）	社会教育課	社会情勢の変化に伴い、従来の形式での事業実施は困難となっていますが、健康増進や体力向上、地域コミュニティの維持・存続、郷土愛の醸成など意義のある取組であることから、地域の実情を鑑みながら、新たな方法でのコミュニティ運動会の開催継続に努めます。



基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

施策1 こどもや母親の健康の確保

妊娠・出産期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健康診査や各種教室、相談体制等の充実を図ります。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
母子健康手帳 交付	健康増進課	安全・安心に妊娠、出産、子育てが行われるよう妊娠期からの切れ目のない支援を行い、妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、特に支援が必要と考えられる場合は、こども家庭センターと連携します。
乳幼児健康 診査	健康増進課	健康な次世代を育むために、妊娠期からの経過や個別と集団の健康診査を踏まえながら丁寧に関わり、保護者とともに成長を見守りながら、疾病の早期発見・早期治療につなげ、適切な保健指導を行います。また、保護者の気持ちの傾聴を行いながら、健診の大切さを啓発し、受診率の向上に取り組みます。特に乳幼児健康診査未受診者については、こども家庭センターと連携の下、状況把握に努め、必要な支援につなげます。
各種教室や相談体制の充実	健康増進課	こどもの成長や発達について正しい知識を持ち、自信を持って安心して子育てができるよう妊娠期から生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等の専門職による食生活や生活リズム、歯の健康に関する保健指導を行います。また、効果的な育児支援を行うために、関係機関と連携の下、情報提供や相談を行います。
フッ化物洗口	子育て支援課 学校教育課	保育所・認定こども園・小中学校の希望者を対象に積極的な歯の健康づくりとして実施します。
心理相談	子育て支援課	専門職による「心理発達相談」「カルガモ相談」など相談体制の充実と市民への周知を図り、様々な子育ての相談ニーズに対応できるよう取り組みます。
療育教室	子育て支援課	言葉・情緒・行動・社会性等の気になるこどもや、育児不安を持つ親子への集団又は個別小集団指導を実施します。 こども・保護者のニーズに寄り添った支援を目標に、地域資源を生かせる支援計画の作成・実施に取り組みます。また、就学・就園に向け、関係機関と密接に連携し切れ目のない支援を行います。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
育児講座	子育て支援課	乳幼児期のこどもを持つ保護者を対象に、健康や子育てに関するテーマで学習中心の育児講座を開催し、健やかな子育てができるように支援します。 学習や体験を通して、育児不安解消や家族支援を促せるような新たな活動の研鑽に取り組み、親子が喜ぶ育児講座の開催に努めます。
不妊治療に係る先進医療費助成事業	健康増進課	経済的及び精神的不安を解消し、安心して子育てができるよう「不妊治療に係る先進医療費助成事業」に取り組みます。不妊治療に関する理解を深めるための周知・啓発を行い、少子化対策を推進します。
産後ケア事業【再掲】	健康増進課	出産後の母子に対し、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。また、妊娠・出産・産後ケアの連続性を担保し、産後ケア事業（宿泊・通所・訪問）の円滑な実施を図るため、多職種、多機関が連携して取り組みます。

施策2 「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
伊予市食育推進計画の推進	健康増進課	令和6年度に第2次伊予市健康づくり・食育推進計画の評価・見直しを行い、次期計画を策定し、発達状況に応じた食に関する学習の機会や情報提供に努めます。また、健康づくりと食育を総合的に推進するため、伊予市健康づくり・食育推進協議会を年に1～2回開催し、健康づくり・食育の関係機関・団体と協働して計画を推進します。こどもたちが健やかに成長できるよう次世代の健康について取組を進めます。
食育につながる体験学習	子育て支援課	保育所・認定こども園で、お米や野菜づくり等の食育につながる体験機会の充実を図ります。また、保護者にも定期的に食育だよりを発行し、継続して食育の推進に努めます。

基本目標4 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策1 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及びこどもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携し、効果的な取組を推進します。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
男女共同参画への啓発活動（企画）	総務課	広報紙で当該年度に実施した男女共同参画事業の紹介や男女共同参画に関する情報の特集記事を掲載し、周知・啓発に努めます。また、周知の機会を四半期毎に増やすとともに、伊予市男女共同参画ネットワークや本市ホームページでも定期的に情報発信を行うことで周知・啓発を強化します。

施策2 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手であるこどもが、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成等の取組により、学校の教育環境等の整備に努めます。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
スクールカウンセラー	学校教育課	各中学校に週1回程度、スクールカウンセラーが訪問するとともに、接続校の小学校へは、要請に応じて訪問します。 学校や関係機関との積極的な情報交換や継続的な支援に取り組み、児童生徒の問題行動や悩み、相談等の解決に資するとともに、教師・保護者への指導、援助等を行います。
巡回教育相談員	学校教育課	相談員が学校を巡回し、児童生徒及び保護者の教育相談に応じ、問題解決に向けた活動等を行います。
特色ある学校づくり	学校教育課	総合的な学習の時間等における地域の人材活用等を含め、各学校の実態に応じ生きる力の育成と地域に開かれた学校づくりを推進します。また、各学校と連携しながら、特色ある学校づくりのためのより良い方法を検討します。
スクールソーシャルワーカー	学校教育課	各学校にスクールソーシャルワーカーが訪問し、いじめ、不登校、虐待等の状況やその背景にある家庭環境の問題に対処するため、関係機関と連携しながら支援を行います。
コミュニティ・スクール	学校教育課	市内全ての小中学校の学校運営協議会において、学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」を目指します。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
G I G A環境	学校教育課	各小中学校におけるG I G Aスクール1人1台端末等のI C T環境を活用するため、セキュリティポリシーを定め、フィルタリング等を適切に行うとともに、端末本体の適切な管理、端末アカウントの適切な運用を行います。また、各小中学校に週1回程度、I C T支援員が巡回し、各校の課題解決、課題共有を図りG I G Aスクール構想を推進します。

施策3 家庭や地域の教育力の向上

学校、家庭及び地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、地域社会全体でこどもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
愛護班活動	社会教育課	将来を担うこどもたちの健全育成に向け、関係団体との相互連携に努めながら、持続可能な活動を支援します。
P T A活動	社会教育課	地域の将来を担うこどもたちの健全育成に向け、本市P T A連絡協議会が中心となって、学校・家庭・地域の連携による子育て環境の醸成及び単位P T Aの活動の活発化に取り組みます。
各種こども体験活動	社会教育課	基本的な生活習慣の取得、規範意識の向上などこどもたちの生きる力及び豊かな人間性を育むため、学校・家庭・地域の連携・協働により、通学合宿・ふるさと体験教室など様々な事業に取り組みます。
地域学校協働活動	社会教育課	地域の団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進します。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

施策1 良質な住宅の確保

子育て世帯が良質な住まいを確保できるよう住環境の整備・充実を図ります。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
市営住宅整備	都市整備課	老朽化した市営住宅の集約建替えについて検討します。 また、維持管理していく市営住宅については、個別改善を計画的に実施します。
市営住宅への 子育て家庭の 入居の優遇	子育て支援課 都市整備課	子育て家庭の入居の優遇など市営住宅を活用した子育て支援を検討します。
空き家の 利活用	子育て支援課 都市整備課	空き家の利活用など多様なライフスタイルにあった暮らしが実現できる住まいの確保を支援します。

施策2 生活利便性の向上に資するまちづくりの実施

日常生活の利便性の向上に向けて、住環境、こどもの遊び場環境、医療環境など環境整備に取り組めます。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
暮らしやすい 住環境・こど もの遊び場環 境等の整備	子育て支援課 商工観光課 健康増進課 福祉課 都市整備課	安全で暮らしやすい住環境や充実した子育て支援施設などこどもや子育て世帯にとって魅力あるまちづくりを目指します。 また、こどもが安全・安心に遊ぶことができる環境の整備や、海・山等の自然に恵まれた本市ならではの地域資源を生かした外遊びの環境づくりに取り組みます。
公園等の維持 管理	都市整備課	公園を、安全で快適に利用できるよう遊具の点検・樹木のせん定等の維持管理を引き続き行います。
公園等の整備	都市整備課	令和3年度に見直しを行った公園の長寿命化計画に基づき、各都市公園の改修を実施します。
医療体制の 充実	健康増進課	伊予地区において、休日在宅当番医を実施し、休日診療体制を確保します。 松山圏域において、急病等で救急に治療が必要な方のために、1次救急医療体制及び2次救急医療体制を確保します。 えひめ救急電話相談（＃7119）及び愛媛県こども医療電話相談（＃8000）の周知・啓発を行います。

基本目標6 仕事と子育ての両立に向けた環境の整備

施策1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現に向けて、社会全体でワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する意識を高めていけるよう周知・啓発を行います。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	総務課	ワーク・ライフ・バランスの実現には、働く場としての企業の理解や取組促進が必要不可欠なため、個人だけではなく企業を対象とした研修会を開催し、広報紙の掲載も含め、周知・啓発に努めます。
家庭や職業等における男女共同参画	総務課	男女共同参画に関する研修会を開催するとともに、関係機関が実施する講座・講演会等の関連情報を、伊予市男女共同参画ネットワークを通じて周知・啓発します。

施策2 就業対策等の推進

各種就業対策等を行い、多様な働き方で仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
起業支援	子育て支援課 商工観光課	子育て女性等の起業を支援し、多様な形での子育てと仕事の両立を図ります。
妊娠や子育てに伴う休暇取得の推進	子育て支援課 商工観光課	妊娠や子育てに伴う休暇がとりやすい職場環境づくりにより、女性等の雇用の維持・創出と経済面の安定を支援します。 また、産休・育休を取得する従業員の代替要員を確保することで、女性等の雇用の維持を実現します。
出産・育児で退職した親の再就職支援	子育て支援課 商工観光課	働く機会の創出と経済面の安定を実現するため、出産・育児で退職した親の再就職を支援します。

施策3 仕事と子育ての両立の推進

保育サービスや放課後児童クラブの充実など仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
通常の保育 【再掲】	子育て支援課	保育に欠ける児童の預かりを、全ての公立私立保育所・認定こども園・小規模保育園で対応しています。 多様化する保護者の就労状況に対応するため、各保育所の定員の適正化を図り、待機児童の発生を防ぐよう努めます。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 【再掲】	子育て支援課	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図ります。 少子化・施設の老朽化などソフト・ハード両面の情勢の変化に留意しつつ、最適なサービスの提供が行えるよう引き続き柔軟に対応します。



基本目標7 こどもの安全の確保

施策1 こどもの交通安全を確保するための活動の推進

こどもを交通事故から守るため、警察・保育所・認定こども園・学校・関係民間団体等と連携・協力し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
交通指導員	危機管理課	警察と連携を図り、交通安全の指導を行い、交通秩序の保持及び交通事故の防止に努めます。 交通安全の日の街頭指導、通学路やイベント等での交通安全指導等を実施します。
交通安全用具の支給	危機管理課	交通安全思想の普及徹底を図るため、交通安全用具(黄色帽子・サイクルキャップ・登校自治班旗)を支給します。
ヘルメット購入補助	学校教育課	自転車通学における安全確保と保護者負担の軽減を図るため、中学校生徒の通学用ヘルメット購入費用の一部を補助します。
通学バス運行業務	学校教育課	統廃合やバス路線の廃止により、小中学校の通学手段として通学バスを運行します。車両を変更するなど持続可能な方法による運用を行います。 ・南山崎小学校 ・中山小学校 ・中山中学校 ・双海中学校
親子交通安全教室	子育て支援課	保育所・認定こども園において定期的に交通安全指導や親子交通安全教室を実施し、こどもの交通事故防止を図ります。

施策2 こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

こどもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、学校付近や通学路においてパトロール活動等の安全対策を推進します。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
防犯灯設置	危機管理課	防犯灯の設置に対し補助を行います。
安全・安心メール配信	危機管理課	伊予署管内で発生した不審者情報や防犯情報等を登録者にメール配信し、被害防止に努めます。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
見守り隊活動への支援	学校教育課	こどもが安全・安心に学校生活を送ることができるよう専門的な見地からの指導や助言を行うため、引き続きスクールガードリーダーの派遣を実施し、通学路の安全や学校生活の安心につなげます。
危機管理マニュアル	子育て支援課 学校教育課	小中学校・保育所・認定こども園で危機管理マニュアルの見直し・改善を行い、緊急時の児童生徒及び園児の安全確保等に努めます。
不審者の侵入防止	子育て支援課 学校教育課	小中学校・保育所・認定こども園における不審者の侵入防止への取組として、危機管理マニュアルに基づく講習・訓練を行い、こどもの安全確保に努めます。

施策3 安全・安心なまちづくりの推進等

公園等の公共施設を適正に管理するとともに、地域の人たちと連携し、こどもの安全対策に取り組めます。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
公園等の維持管理【再掲】	都市整備課	公園を、安全で快適に利用できるよう遊具の点検・樹木のせん定等の維持管理を引き続き行います。
公園等の整備【再掲】	都市整備課	令和3年度に見直しを行った公園の長寿命化計画に基づき、各都市公園の改修を実施します。
安全・安心まちづくり推進協議会	危機管理課	各関係機関によるネットワークを構築し、犯罪や事故等の未然防止に努め、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。 防犯、交通安全、その他の部門等で懇談会等を企画し、委員の活性化を通じて委員会の充実を図ります。

基本目標8 配慮が必要な子どもと家庭への支援

施策1 児童虐待防止対策の充実

福祉・医療・保健・教育・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、子どもが安心して健やかに成長できるための環境づくりを進めます。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
要保護児童地域対策協議会	子育て支援課	各関係機関と情報の共有化及び連携を図り、要保護児童の予防的支援・通告時の対応・総合的な家庭支援等に努めます。
児童虐待の早期発見	子育て支援課	こども家庭センターにおいて、令和6年度より母子保健分野と児童福祉分野が切れ目なく一体的に支援できるようになることで、虐待対応等の円滑な情報把握・対応・支援の充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。 また、こども家庭センターの市民の認知度向上のための広報活動に努めます。

施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭のこどもの健全な育成を図るため、子育て支援、就業支援、経済支援など総合的な対策を充実させます。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
母子・父子自立支援	子育て支援課	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に結び付きやすくなるよう以下の支援給付金等を支給します。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 また、母子・父子自立支援員が生活全般の相談に対応することにより、母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援します。 さらに、母子家庭及び父子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付け等を行います。

施策3 こどもの貧困対策の推進

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないようにこどもが未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境の整備を進め、こどもの貧困対策を推進します。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
こどもの居場所づくりの支援	子育て支援課	令和5年6月に事業を開始し、養育環境に課題のあるこどもや不登校のこども等を対象に「安全・安心な居場所の提供」「生活習慣の形成」「学習支援」「食事の提供」等を実施しています。令和6年4月から、統括支援員の配置により、学校や関係者との情報交換・連携を強化し、利用者を増やすだけでなく、養育や不登校の相談の場として活用できるよう努めます。
貧困家庭児童等の生活・学習支援	子育て支援課	貧困家庭児童等に対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活・学習支援等の機会を提供することにより、生活改善・学習意欲等の向上を図り貧困の連鎖を断ち切る取組を推進します。

施策4 障がい児施策の充実

障がいのあるこどもが在宅で生活する上での支援や、就学支援も含めた教育支援体制の整備を行います。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
日常生活用具費支給	福祉課	重度の障がい児に、日常生活用具の購入費の一部を支給し、日常生活の便宜を図ります。
介護給付費等支給及び障害児通所支援事業	福祉課	障害者総合支援法に基づき、障がい児のニーズに合った障がい福祉サービスを行います。（短期入所・居宅介護等） 児童福祉法に基づき、療育支援を目的に障害児通所サービスを行います。
補装具費支給	福祉課	身体障がい児に、補装具の購入・修理費の一部を支給し、日常生活の効率の向上を図ります。
育成医療費支給	福祉課	身体障がい児に、治療によって障がいを取り除いたり軽くしたりする医療費を公費で負担し、児童の健全な育成を図ります。
障がい児福祉計画の策定	福祉課	社会情勢や国の動向を踏まえ、多様化する障がい児支援のニーズに対応した障がい児福祉計画を策定し支援の充実を図ります。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
通級による指導	学校教育課	小中学校に在籍する軽度の言語障がいや発達障がいのある児童生徒に対して、その障がいの程度に応じた適切な指導を行います。伊予小学校・郡中小学校・北山崎小学校・港南中学校に通級指導教室を設置し実施します。
幼児ことばの教室	学校教育課	郡中小学校に幼児を対象としたことばの教室を設置し、幼児期における言語障がい等の早期発見に努め、対象幼児個々の障がいに応じた支援を行います。
教育相談	学校教育課	特別な教育的支援を必要とする幼児や児童生徒とその保護者及び担任等を対象に、支援のあり方や適正な就学の場合等について、教育相談を行います。
教育支援委員会	学校教育課	特別な教育的支援を必要とする幼児や児童生徒における、支援のあり方や適正な就学の場合等について、検討を行います。
特別支援教育巡回相談員	子育て支援課 学校教育課 福祉課	特別支援教育の専門的知識を持つ相談員が学校を訪問し、障がいのある幼児・児童生徒への支援のあり方等について、相談を受けます。 本市内の保育所・認定こども園・小中学校に相談員が月1回訪問し、保護者・こども・教員への相談指導を実施します。
放課後等デイサービス	福祉課	障がいのある学齢期のこどもの放課後や夏休み等の居場所です。生活能力向上のための支援を行うとともに、中学生以降の生徒に対しては、就労のことなど将来を見据えて通所先の選択ができるよう関係者と連携を図り支援します。
学校生活支援員	学校教育課	小中学校に在籍する障がい児等の生活支援を行い、当該児童生徒の円滑な学校生活を支援します。
難聴児補聴器支給	福祉課	軽・中度難聴児に対する補聴器購入の助成を行います。
児童発達支援センター	福祉課	令和2年11月に1か所設置した児童発達支援センターについて地域の参加・包容の推進の中核としての機能を充実します。
医療的ケア児の受入体制の構築【再掲】	子育て支援課 福祉課	医療的ケア児の受入れに関するガイドラインを作成し、該当する幼児が保育所等への入所を希望する場合に協議する検討会を設置します。 また、必要に応じて受入環境を整備します。

基本目標 9 経済的支援策の充実

施策 1 経済的支援策の充実

児童手当の支給、子ども医療費助成その他の経済的支援に係る助成事業を行います。
また、各種手当の普及・啓発に努めます。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
児童手当	子育て支援課	養育費に係る経済的負担の軽減と、児童の健全育成及び資質向上を目的に手当を支給します。また、出生、転入出、養育者の転職などライフイベントによる切り替え手続きや説明を丁寧に行い、切れ目のない支給を継続します。
児童扶養手当	子育て支援課	父母の死亡・離婚等により、ひとり親と子どもから成る家庭（ひとり親家庭）の生活の安定に寄与し子どもの心身の健やかな成長とひとり親家庭の自立促進を目的に手当を支給します。 ※所得制限があります。 また、長期的な目線で経済的・社会的な自立を促すための相談支援を行いひとり親が安定した生活を送れるように支援します。
子ども医療費助成	市民課	令和6年1月受診分より対象を拡大し、出生の日から18歳到達年度末までの、こどもの通院及び入院に係る費用の自己負担分を助成します。引き続き、制度を維持していくために、適正受診に関する周知・啓発を行います。
施設等利用給付	子育て支援課 学校教育課	幼児教育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園（未移行園）と新制度に移行している園の利用者負担の平等を図ります。 また、預かり保育については、幼稚園と保育所の利用者負担の平等を図ります。
対外運動競技等派遣費補助	学校教育課	小中学校において、体育・文化部門に関する四国、全国、国、地方公共団体その他市長が適当と認める団体が主催している大会の出場者に対し補助を行い、保護者の負担軽減を図ります。
遠距離通学費助成	学校教育課	遠距離通学をする児童生徒に対し通学費助成をし、保護者の負担軽減を図ります。
障害児福祉手当	福祉課	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対し、手当を支給します。
特別児童扶養手当	福祉課	20歳未満で精神又は身体に障がいがある児童を家庭で監護、養育している方に手当を支給します。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
要保護・準要保護児童生徒の就学援助	学校教育課 福祉課	義務教育の円滑な実施を図るために、経済的な理由によって小中学校への就学が困難な児童生徒に対して、学用品費、給食費、修学旅行費等の経費を給付します。
ひとり親家庭医療費助成	市民課	ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担額を助成します。
愛顔の子育て応援事業	子育て支援課	子育て世帯の経済的支援のため、第2子以降のこどもを持つ保護者に対し、1人に対し1冊(50,000円)分の紙おむつ購入助成券を交付します。
重度心身障害者(児)医療費助成	市民課	重度心身障がい者(児)の生活安定と福祉の増進を図るため、条例で定める重度心身障がい者(児)に対し、医療費の自己負担額を助成します。
未熟児養育医療費助成	市民課	養育医療費を必要と認められた未熟児に対し、入院医療費の自己負担額及び入院食事療養費の自己負担額を助成します。

基本目標10 世界を担えるこどもの育成

施策1 国際文化に触れる機会の提供

幼少期から外国人との交流や異文化に触れる機会を提供します。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
国際交流拠点づくりと交流の促進	子育て支援課 都市整備課	空き家等を活用して、外国人住民との交流や異文化に触れることができる国際交流の拠点づくりを進めるとともに、保育所・認定こども園における国際交流の機会づくりを進めます。
中学生海外派遣	学校教育課	外国人との交流や異文化に触れる機会を通して、相互理解を図り、友好を深めます。派遣先をオレゴン州セーラム及びその周辺地域としますが、今後は、派遣生の人数や自己負担額について検討を行い、より適正な事業になるよう取り組みます。

施策2 国際的コミュニケーション力の醸成

世界に飛躍できる国際色豊かな人材が輩出されるよう幼少期から外国語活動に親しむ環境整備を進めます。

事業名	担当課	事業内容／取組内容
A L Tとの交流	子育て支援課 学校教育課	保育所・認定こども園や公民館のイベント等において、長期休業期間等に外国語指導助手（A L T）との交流の機会をつくり、幼少期から継続して外国語や他国の文化に親しむ環境を整えます。



第 4 章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

1 教育・保育の提供区域の設定

本市の地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を6区域とします。

提供区域	世帯数 (世帯)	人口 (人)	未就学 児童数 (人)	幼稚園 (か所)	保育所 (か所)	認定 こども園 (か所)	小規模 保育園 (か所)
伊予小学校区	2,662	6,312	222	1	1	1	0
郡中小学校区	7,793	16,910	797	0	3	3	2
北山崎小学校区	2,248	4,754	167	0	0	1	0
南山崎小学校区	811	1,746	38	0	1	0	0
中山地域	1,206	2,432	17	0	0	1	0
双海地域	1,585	3,213	49	0	2	0	0
合計	16,305	35,367	1,290	1	7	6	2

※令和6年5月1日時点です。

2 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期

(1) 市全体

(人)

認定区分 利用できる施設 年齢	令和7年度							令和8年度						
	教育			保育の必要性あり				教育			保育の必要性あり			
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認 定こども園	保育所・認定こども 園・小規模保育	0歳	1歳	2歳	計	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認 定こども園	保育所・認定こども 園・小規模保育	0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み	180	30	430	25	120	140	925	170	20	425	25	120	135	895
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	298	33	64	75	470	470	0	298	33	64	75	470	470
認定こども園	184	265	32	55	73	609	609	184	265	32	55	73	609	609
地域保育事業	0	0	8	8	8	24	24	0	0	8	8	8	24	24
②確保の内容 計	184	563	73	127	156	1,103	1,103	184	563	73	127	156	1,103	1,103
②ー①	4	103	48	7	16	178	178	14	118	48	7	21	208	208

認定区分 利用できる施設 年齢	令和9年度							令和10年度						
	教育			保育の必要性あり				教育			保育の必要性あり			
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認 定こども園	保育所・認定こども 園・小規模保育	0歳	1歳	2歳	計	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認 定こども園	保育所・認定こども 園・小規模保育	0歳	1歳	2歳	計
①量の見込み	160	15	415	25	115	135	865	150	10	405	25	110	130	830
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	298	33	64	75	470	470	0	298	33	64	75	470	470
認定こども園	184	265	32	55	73	609	609	184	265	32	55	73	609	609
地域保育事業	0	0	8	8	8	24	24	0	0	8	8	8	24	24
②確保の内容 計	184	563	73	127	156	1,103	1,103	184	563	73	127	156	1,103	1,103
②ー①	24	133	48	12	21	238	238	34	148	48	17	26	273	273

認定区分 利用できる施設 年齢	令和11年度													
	教育			保育の必要性あり										
	1号認定	2号認定	3号認定											
	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認 定こども園	保育所・認定こども 園・小規模保育	0歳	1歳	2歳	計							
①量の見込み	140	5	400	25	105	125	800							
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0							
保育所	0	298	33	64	75	470	470							
認定こども園	184	265	32	55	73	609	609							
地域保育事業	0	0	8	8	8	24	24							
②確保の内容 計	184	563	73	127	156	1,103	1,103							
②ー①	44	158	48	22	31	303	303							

(2) 伊予小学校区

(人)

認定区分	令和7年度							令和8年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定 こども園	保育所・認定こども園・小規模保育					幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	
①量の見込み	31	5	74	4	21	24	159	29	3	74	4	21	23	154
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	28	83	6	22	29	168	28	28	83	6	22	29	168	28
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	28	83	6	22	29	168	28	28	83	6	22	29	168	28
②-①	-3	4	2	1	5	9		-1	6	2	1	6	14	

認定区分	令和9年度							令和10年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定 こども園	保育所・認定こども園・小規模保育					幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	
①量の見込み	28	3	72	4	20	23	150	26	2	70	4	19	22	143
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	28	83	6	22	29	168	28	28	83	6	22	29	168	28
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	28	83	6	22	29	168	28	28	83	6	22	29	168	28
②-①	0	8	2	2	6	18		2	11	2	3	7	25	

認定区分	令和11年度													
	教育		保育の必要性あり											
	1号認定	2号認定	3号認定											
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定 こども園	保育所・認定こども園・小規模保育											
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計								
①量の見込み	24	1	69	4	18	22	138							
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0							
保育所	0	0	0	0	0	0	0							
認定こども園	28	83	6	22	29	168	28							
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0							
②確保の内容 計	28	83	6	22	29	168	28							
②-①	4	13	2	4	7	30								

令和7年度の1号認定（3人）及び令和8年度の1号認定（1人）の不足については、郡中小学校区で対応。

(3) 郡中小学校区

(人)

認定区分	令和7年度							令和8年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定こ ども園	保育所・認定こども 園・小規模保育					幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定こ ども園	保育所・認定こど も園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		
①量の見込み	110	18	264	15	73	86	566	104	12	261	15	73	83	548
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	203	27	48	57	335	0	203	27	48	57	335		
認定こども園	141	99	18	24	29	311	141	99	18	24	29	311		
地域保育事業	0	0	8	8	8	24	0	0	8	8	8	24		
②確保の内容 計	141	302	53	80	94	670	141	302	53	80	94	670		
②-①	31	20	38	7	8	104	37	29	38	7	11	122		

認定区分	令和9年度							令和10年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定こ ども園	保育所・認定こども 園・小規模保育					幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定こ ども園	保育所・認定こど も園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		
①量の見込み	98	9	255	15	71	83	531	92	6	248	15	67	80	508
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	203	27	48	57	335	0	203	27	48	57	335		
認定こども園	141	99	18	24	29	311	141	99	18	24	29	311		
地域保育事業	0	0	8	8	8	24	0	0	8	8	8	24		
②確保の内容 計	141	302	53	80	94	670	141	302	53	80	94	670		
②-①	43	38	38	9	11	139	49	48	38	13	14	162		

認定区分	令和11年度													
	教育		保育の必要性あり											
	1号認定	2号認定	3号認定											
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定こ ども園	保育所・認定こども 園・小規模保育											
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計								
①量の見込み	86	3	245	15	64	77	490							
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0							
保育所	0	203	27	48	57	335								
認定こども園	141	99	18	24	29	311								
地域保育事業	0	0	8	8	8	24								
②確保の内容 計	141	302	53	80	94	670								
②-①	55	54	38	16	17	180								

(4) 北山崎小学校区

(人)

認定区分	令和7年度							令和8年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育					幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		
①量の見込み	24	4	57	3	16	19	123	23	3	56	3	16	18	119
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	9	57	6	6	12	90	9	57	6	6	12	90		
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	9	57	6	6	12	90	9	57	6	6	12	90		
②-①	-15	-4	3	-10	-7	-33		-14	-2	3	-10	-6	-29	

認定区分	令和9年度							令和10年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育					幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		
①量の見込み	21	2	55	3	15	18	114	20	1	54	3	15	17	110
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	9	57	6	6	12	90	9	57	6	6	12	90		
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	9	57	6	6	12	90	9	57	6	6	12	90		
②-①	-12	0	3	-9	-6	-24		-11	2	3	-9	-5	-20	

認定区分	令和11年度						
	教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	
①量の見込み	19	1	53	3	14	16	106
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	9	57	6	6	12	90	
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	9	57	6	6	12	90	
②-①	-10	3	3	-8	-4	-16	

令和7年度の1号認定（15人）、令和8年度の1号認定（14人）、令和9年度の1号認定（12人）、令和10年度の1号認定（11人）、令和11年度の1号認定（10人）の不足については、郡中小学校区で対応。

令和7年度の2号認定（4人）及び令和8年度の2号認定（2人）の不足については、郡中小学校区で対応。

令和7年度の3号認定（1歳10人、2歳7人）、令和8年度の3号認定（1歳10人、2歳6人）、令和9年度の3号認定（1歳9人、2歳6人）、令和10年度の3号認定（1歳9人、2歳5人）、令和11年度の3号認定（1歳8人、2歳4人）の不足については、郡中小学校区・伊予小学校区・南山崎小学校区で対応。

(5) 南山崎小学校区

(人)

認定区分	令和7年度							令和8年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定 こども園	保育所・認定こども園・小規模保育					幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定 こども園	保育所・認定こども園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	
①量の見込み	5	1	13	1	4	4	28	5	1	13	1	4	4	28
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	31	2	6	6	45		0	31	2	6	6	45	
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	0	31	2	6	6	45		0	31	2	6	6	45	
②-①	-5	17	1	2	2	17		-5	17	1	2	2	17	

認定区分	令和9年度							令和10年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定 こども園	保育所・認定こども園・小規模保育					幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定 こども園	保育所・認定こども園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	
①量の見込み	5	0	12	1	3	4	25	5	0	12	1	3	4	25
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	31	2	6	6	45		0	31	2	6	6	45	
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	0	31	2	6	6	45		0	31	2	6	6	45	
②-①	-5	19	1	3	2	20		-5	19	1	3	2	20	

認定区分	令和11年度													
	教育		保育の必要性あり											
	1号認定	2号認定	3号認定											
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定 こども園	保育所・認定こども園・小規模保育											
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計								
①量の見込み	4	0	12	1	3	4	24							
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0							
保育所	0	31	2	6	6	45								
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0							
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0							
②確保の内容 計	0	31	2	6	6	45								
②-①	-4	19	1	3	2	21								

令和7年度の1号認定（5人）、令和8年度の1号認定（5人）、令和9年度の1号認定（5人）、令和10年度の1号認定（5人）、令和11年度の1号認定（4人）の不足については、郡中小学校区で対応。

(6) 中山地域

(人)

認定区分	令和7年度							令和8年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認 定こども園	保育所・認定こど も園・小規模保育					幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定 こども園	保育所・認定こど も園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		
①量の見込み	3	1	6	1	2	2	15	3	0	6	1	2	2	14
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	6	26	2	3	3	40	6	26	2	3	3	40		
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	6	26	2	3	3	40	6	26	2	3	3	40		
②―①	3	19	1	1	1	25	3	20	1	1	1	26		

認定区分	令和9年度							令和10年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認 定こども園	保育所・認定こど も園・小規模保育					幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定 こども園	保育所・認定こど も園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		
①量の見込み	2	0	6	1	2	2	13	2	0	6	1	2	2	13
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	6	26	2	3	3	40	6	26	2	3	3	40		
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	6	26	2	3	3	40	6	26	2	3	3	40		
②―①	4	20	1	1	1	27	4	20	1	1	1	27		

認定区分	令和11年度						
	教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	保育所・認 定こども園	保育所・認定こど も園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	
①量の見込み	2	0	6	1	2	2	13
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	6	26	2	3	3	40	
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	6	26	2	3	3	40	
②―①	4	20	1	1	1	27	

(7) 双海地域

(人)

認定区分	令和7年度							令和8年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育					幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		
①量の見込み	7	1	16	1	4	5	34	6	1	15	1	4	5	32
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	64	4	10	12	90	0	64	4	10	12	90		
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	0	64	4	10	12	90	90	0	64	4	10	12	90	90
②-①	-7	47	3	6	7	56	56	-6	48	3	6	7	58	58

認定区分	令和9年度							令和10年度						
	教育		保育の必要性あり					教育		保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定					1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育					幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計		
①量の見込み	6	1	15	1	4	5	32	5	1	15	1	4	5	31
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所	0	64	4	10	12	90	0	64	4	10	12	90		
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容 計	0	64	4	10	12	90	90	0	64	4	10	12	90	90
②-①	-6	48	3	6	7	58	58	-5	48	3	6	7	59	59

認定区分	令和11年度													
	教育		保育の必要性あり											
	1号認定	2号認定	3号認定											
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・小規模保育											
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計								
①量の見込み	5	0	15	1	4	4	29							
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0							
保育所	0	64	4	10	12	90	90							
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0							
地域保育事業	0	0	0	0	0	0	0							
②確保の内容 計	0	64	4	10	12	90	90							
②-①	-5	49	3	6	8	61	61							

令和7年度の1号認定（7人）、令和8年度の1号認定（6人）、令和9年度の1号認定（6人）、令和10年度の1号認定（5人）、令和11年度の1号認定（5人）の不足については、郡中小学校区・中山地域で対応。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに利用状況が異なることから、提供区域は市内全域を1区域として設定します。

事業	区域設定
1 利用者支援事業	 市内全域(1区域)
2 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	
3 妊婦健康診査事業	
4 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	
5 養育支援訪問事業	
6 子育て短期支援事業	
7 ファミリー・サポート・センター事業	
8 一時預かり事業	
9 延長保育事業	
10 病児・病後児保育事業	
11 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
12 子育て世帯訪問支援事業【新規】	
13 児童育成支援拠点事業【新規】	
14 親子関係形成支援事業【新規】	
15 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
16 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
17 産後ケア事業【新規】	
18 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【新規】	
19 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】	

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和6年度から、母子包括支援センターがこども家庭センターと一体化し、こども家庭センター型となりました。

妊娠期から子育て期にわたり、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターにより、母子保健分野と子育て支援分野が連携し切れ目のない支援を行います。

地域子育て相談機関は、利用者支援事業の基本型を実施している施設（1か所）から開始し、こども家庭センターとの連携を図ります。

(か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	1	1	1	1	1
②—①		0	0	0	0	0

※本市における地域子育て相談機関は、利用者支援事業の基本型を活用して実施します。

参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2	2	2	2	2
実績	1	2	2	2	[2]

※令和6年度実績〔 〕内の数値は12月末時点の実績 以下、各表とも同じ。

(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

平成28年度からは、伊予市総合保健福祉センター内に移転し、保健センター及びこども家庭センター等と協力・連携して、乳幼児の健やかな成長を助けるため、子育てについての相談や情報の提供、子育てサークルの育成及び育児講座の開催等を行っています。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,000	7,000	7,100	7,100	7,100
②確保の内容	7,000	7,000	7,100	7,100	7,100
②—①	0	0	0	0	0

参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	11,197	11,260	11,175	11,117	11,138
実績	6,469	5,966	7,003	8,352	[6,268]

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(延べ受診人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②確保の内容	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②—①	0	0	0	0	0

参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2,100	2,100	2,000	2,000	2,000
実績	2,160	2,030	1,938	1,948	[1,428]

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する相談や必要な情報提供を行います。

（延べ訪問件数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	155	155	155	155	155
②確保の内容	155	155	155	155	155
②—①	0	0	0	0	0
参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	231	227	226	228	229
実績	156	163	145	158	[87]

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

（延べ訪問件数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保の内容	—	—	—	—	—
②—①	—	—	—	—	—
参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	40	40	40	40	40
実績	18	8	2	0	—

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等への入所を支援し、必要な保護を行う事業です。

令和6年1月より本市直営で事業を開始しました。

（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②—①	0	0	0	0	0
参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	81	80	78	79	79
実績	0	0	0	0	[0]

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)の連絡調整を行うとともに、提供会員に必要な講習やその他必要な援助を行います。

【低学年】

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	102	102	102	102	102
②確保の内容	102	102	102	102	102
②—①	0	0	0	0	0

【高学年】

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②—①	0	0	0	0	0

参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,140	1,146	1,147	1,097	1,075
実績	500	210	202	124	[90]

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や傷病等による緊急時、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所・認定こども園等で一時的に保育を行います。

利用希望が多いことから、今後は一般型の預かりの拡充に努めます。

【一時預かり事業（幼稚園型）】

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13,000	13,000	12,000	12,000	11,000
②確保の内容	13,000	13,000	12,000	12,000	11,000
②—①	0	0	0	0	0
参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	15,142	15,010	14,896	14,978	14,998
実績	15,344	15,216	12,644	14,813	[10,230]

【一時預かり事業（幼稚園型を除く）】

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,500	1,600	1,600	1,700	1,700
②確保の内容	1,500	1,600	1,600	1,700	1,700
②—①	0	0	0	0	0
参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
実績	877	258	978	1,449	[691]

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

保護者のニーズに応じて、延長保育の必要性のある地域や施設があれば、事業の拡大を検討します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	170	170	170	170
②確保の内容	170	170	170	170	170
②—①	0	0	0	0	0
参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	237	234	229	231	232
実績	196	192	138	166	[145]

(10) 病児・病後児保育事業

病気又は病気の回復期にある児童で、集団保育が困難で、かつ、家庭内で保育ができない場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士や看護師が一時的に保育を実施する事業です。

平成27年度まで松前町の小児科に業務を委託していましたが、平成28年度から本市直営の施設を開設しました。

なお、令和5年度に本市内に新規開業した小児科が協力医療機関となったことから、今後も連携を図っていきます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	600	650	650	700	700
②確保の内容	600	650	650	700	700
②—①	0	0	0	0	0
参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	844	832	817	824	826
実績	220	302	168	459	[298]

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図ります。

一部の民間クラブでは、令和6年度から施設数、定員及び受入校区を拡大し、サービス向上につながっています。

少子化、施設の老朽化などソフト・ハード両面の情勢変化に留意しつつ、最適なサービスの提供が行えるよう引き続き柔軟に対応します。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		500	500	500	500	500
	1年生	175	175	165	165	165
	2年生	150	150	140	140	140
	3年生	120	120	115	115	115
	4年生	20	20	30	30	30
	5年生	20	20	25	25	25
	6年生	15	15	25	25	25
②確保の内容		500	500	500	500	500
②—①		0	0	0	0	0
参考 第2期計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	低学年	390	390	390	390	390
	高学年	60	60	60	60	60
実績	低学年	337	337	376	389	420
	高学年	54	69	52	53	60

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

特に支援の必要な妊産婦に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供、家事・育児に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

(延べ訪問件数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保の内容	60	60	60	60	60
②—①	0	0	0	0	0

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に関する課題を抱えるこどもについて、生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて保護者に対し、情報の提供、相談、助言その他の必要な支援を行う事業です。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保の内容	15	15	15	15	15
②—①	0	0	0	0	0

(14) 親子関係形成支援事業【新規】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、こどもとその保護者に対し、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談、助言その他の必要な支援を行う事業です。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②—①	0	0	0	0	0

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品・文具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用助成を行う事業です。

幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない園（未移行園）を利用する低所得世帯等に副食費の助成を実施します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②—①	0	0	0	0	0
参考 第2期計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	30	30	30	30	30
実績	24	21	16	16	[19]

(16) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか特別な支援が必要なこどもを受入れる認定こども園の設置等に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入を検討します。

(17) 産後ケア事業【新規】

退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②—①	0	0	0	0	0

(18) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【新規】

経済的な支援と組みあわせて、妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や環境等の把握を行うほか母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行う事業です。

妊娠届数（件）、回数（回）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	妊娠届出数	187	195	203	203	203
	1組当たり 面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数	561	585	609	609	609
②確保の 内容	こども家庭 センター	561	585	609	609	609
	上記以外	0	0	0	0	0
②—①		0	0	0	0	0

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、0歳6か月～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。

令和8年度から実施を予定しています。

（人／月）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	5	10	15	15
②確保の内容	0	5	10	15	15
②—①	0	0	0	0	0

5 教育・保育の一体的な提供を含むこども・子育て支援の推進方策

(1) 公立保育所・認定こども園の運営についての基本的考え方

本市においては、未就学児の減少により民間事業者では保育サービスの提供が困難な地域において、安定・継続的に保育サービスを提供できる体制の整備に努めます。

また、未就園の子育て家庭にも配慮し、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、障がいのあるこどもの生活上の支援や就学支援に努めます。

令和8年度に現行の「伊予市公立保育所・認定こども園の運営基本方針」を見直し、今後の方針を定める予定です。

(2) 質の高い幼児教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

全てのこどもの健やかな育ちと、全ての子育て家庭を支えることは、将来の担い手の育成につながり、地域社会で取り組むべき課題と考えています。

特に幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達には連続性があることから、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供する必要があります。

就学前教育・保育の基本理念の下、保育所・認定こども園の職員に対する研修体制を確立していく必要があります。

それぞれの専門性を生かした合同研修や人事交流を通じて教育・保育の共通理解を深め、質の高い幼児教育・保育の提供に努めます。

(3) 幼児教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

幼児期は心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期です。

個人差が大きいこの時期の教育の役割は極めて重要であり、集団生活の中で同年齢や異年齢の人と主体的に関わる機会の確保が必要です。

子育ての第一義的責任を有する保護者の負担感を軽減させるためにも、地域や社会全体が子育てに寄り添い、それぞれの責任を果たすことが求められます。そのために、本市では地域社会全体でこどもを育てる観点からコミュニティ・スクールやPTA活動等の充実を図ります。

また、地域における子育て支援サービス等を充実させるため、地域の高齢者等との交流活動をはじめ世代間交流の推進を図ります。

(4) 幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

乳幼児期の発達には連続性を有するものである観点や、保護者の安心感を確保していくという観点から、原則として満3歳未満の保育を行う地域型保育事業を利用することも、3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう教育・保育施設と地域型保育事業者との連携が必要となります。

教育・保育施設である保育所・認定こども園は、こども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者や地域子ども・子育て支援事業を行う者と連携し、必要に応じてこれらを支援することが求められます。

この連携は、地域型保育事業者と教育・保育施設との間で調整し、設定することが基本となりますが、この調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合等については、本市においてこの連携を積極的に支援します。

また、国においては令和4年度より「幼保小の架け橋プログラム」を推進しています。

本市でも、こどもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で、全てのこどもに学びや生活の基盤を育むことを目指します。

さらに、保育を利用することも、小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう相互の連携に努めます。

第 5 章 関連施策の展開

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産休・育休明けの保護者が、希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるような環境づくりが必要です。

そのために、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を実施し、必要に応じて特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を整備します。

【関連する基本目標及び事業名】

- ・基本目標 1：全事業
- ・基本目標 2：利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）、子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、情報提供の充実
- ・基本目標 3：各種教室や相談体制の充実、育児講座

2 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策と連携して、本市の実情に応じた施策を実施します。

（１） 児童虐待防止対策の充実

【関連する基本目標及び事業名】

- ・基本目標 1：こどもの健康及び安全確保
- ・基本目標 3：各種教室や相談体制の充実、心理相談、育児講座
- ・基本目標 4：スクールカウンセラー、巡回教育相談員、スクールソーシャルワーカー
- ・基本目標 7：安全・安心まちづくり推進協議会
- ・基本目標 8：要保護児童地域対策協議会、児童虐待の早期発見

（２） ひとり親家庭の自立支援の推進

【関連する基本目標及び事業名】

- ・基本目標８：母子・父子自立支援、こどもの居場所づくりの支援、貧困家庭児童等の生活・学習支援
- ・基本目標９：ひとり親家庭医療費助成

（３） 障がい児施策の充実

【関連する基本目標及び事業名】

- ・基本目標１：障がい児保育
- ・基本目標２：子育て世帯訪問支援事業
- ・基本目標３：乳幼児健康診査、心理相談、療育教室
- ・基本目標８：日常生活用具費支給、介護給付費等支給及び障害児通所支援事業、補装具費支給、育成医療費支給、障がい児福祉計画の策定、通級による指導、幼児ことばの教室、教育相談、教育支援委員会、特別支援教育巡回相談員、放課後等デイサービス、学校生活支援員、難聴児補聴器支給、児童発達支援センター、医療的ケア児の受入体制の構築
- ・基本目標９：障害児福祉手当、特別児童扶養手当

３ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、本市の実情に応じた施策を実施します。

（１） ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

【関連する基本目標及び事業名】

- ・基本目標６：ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

（２） 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【関連する基本目標及び事業名】

- ・基本目標４：男女共同参画への啓発活動(企画)
- ・基本目標６：家庭や職業等における男女共同参画

第 6 章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

こども・子育て支援は、庁内の多くの部署が関係することから、子育て支援課が中心となって、各部署との連絡体制を構築し、情報を共有するとともに、施策の計画的・効率的な推進に努めます。

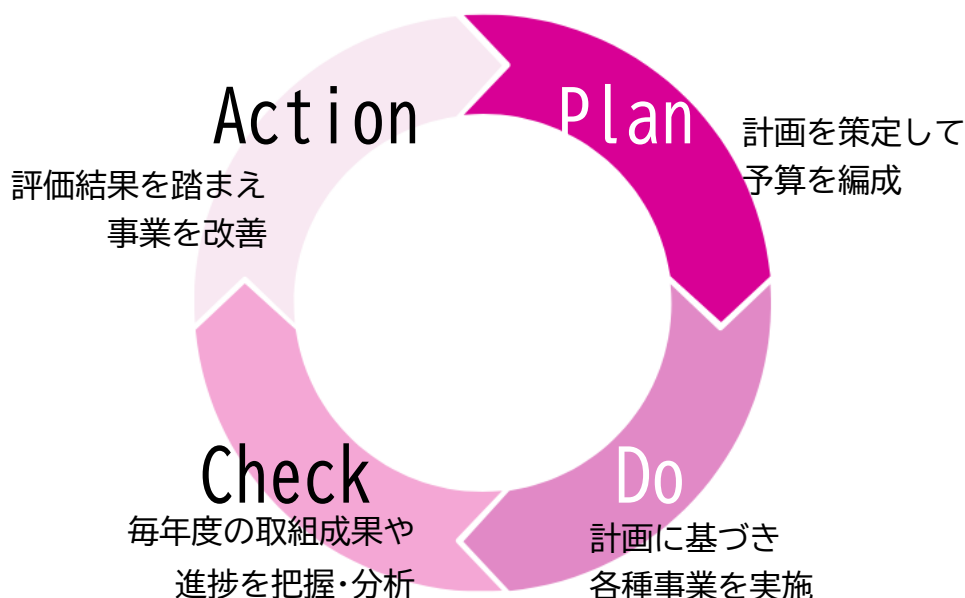
また、子ども・子育て支援事業を円滑に実施していくためには、行政だけではなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、事業者等を含めて、社会全体で子育てをするという意識を共有することが不可欠です。

子育て家庭のみならず、多くの住民にそれぞれが果たす役割を認識してもらえよう本計画の周知に努め、互いに連携・協力しながら施策を実施します。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、各年度において、伊予市子ども・子育て会議において施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、結果を公表します。

施策の実施状況は、PDCA(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善)サイクルに則り点検・評価するとともに、必要に応じて見直し、改善を図ります。



1 伊予市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日条例第32号

改正

令和4年9月16日条例第20号

伊予市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、伊予市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 伊予市子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) 福祉に携わる者
- (6) 教育に携わる者
- (7) 行政に携わる者
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 子育て会議に、専門的な事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員（以下「専門部会委員」という。）は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、専門部会委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の審議の状況及び結果を会長に報告する。

5 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条中「子育て会議」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門部会委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 子育て会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 伊予市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属	区分
熊野 貴美子	伊予市立幼稚園PTA連絡協議会会長	子どもの保護者
兵頭 将人	ぐんちゅう保育所保護者会会長	
大野 鎮司	伊予市PTA連絡協議会会長	
大野 京子	みかんこども園園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
桑波田 みか	さくら幼児園園長	
井手 裕子	いよ未来こども園園長	
村上 縁生	児童センターみんくるセンター長	
大上 紋子	聖カタリナ大学短期大学部保育学科教授学生部長	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
大森 美恵子	元巡回相談員(学校)	
二神 和徳	元愛媛県小中学校校長会長	
武田 真琴	市民委員	公募による市民
上本 昌幸	伊予市社会福祉協議会会長	福祉に携わる者
水本 説男	伊予市民生児童委員協議会会長	
相原 勝	伊予市立小中学校校長会会長	教育に携わる者
窪田 春樹	伊予市教育委員会事務局長	
曾我部 京子	伊予市立幼稚園長会会長	
空岡 直裕	伊予市福祉事務所長	行政に携わる者
宮本 明美	伊予市保育協議会会長	
古田 章	伊予市こども家庭センター統括支援員	

3 計画策定の経過

会議、日時など	内容
令和6年2月29日～令和6年3月22日	第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画策定に係る子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）実施
令和6年7月24日 令和6年度第1回伊予市子ども・子育て会議	第3期子ども・子育て支援事業計画策定の背景と国の動向について 第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画策定に係る子育て支援に関するアンケート調査の結果について 今後のスケジュールについて
令和6年10月30日 令和6年度第2回伊予市子ども・子育て会議	第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画の素案について 第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」について
令和6年12月24日 令和6年度第3回伊予市子ども・子育て会議	第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画の最終報告について
令和7年1月8日	第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画（案）市長答申
令和7年1月27日～令和7年2月17日	パブリックコメント実施
令和7年1月30日 令和6年度第4回伊予市子ども・子育て会議	第2期計画の進捗状況について こども家庭センター・子どもの居場所からの報告について

4 相談支援機関一覧

(令和7年3月時点)

施設名(課名)	電話番号	所在地
伊予市役所(本庁)	089-982-1111(代表)	伊予市米湊 820 番地
子育て支援課	089-982-1119(直通)	
福祉課 障がい福祉グループ	089-982-1121(直通)	
市民課 国保・後期高齢・年金グループ	089-982-1113(直通)	
教育委員会学校教育課	089-989-9871(直通)	
教育委員会社会教育課	089-982-5155(直通)	
都市整備課 住宅グループ	089-909-6361(直通)	
都市整備課 公園・都市計画グループ	089-909-6360(直通)	
商工観光課	089-982-1120(直通)	
総務課 行政グループ	089-909-6380(直通)	
危機管理課	089-982-1218(直通)	
中山地域事務所	089-967-1111	伊予市中山町 出刈2番耕地 138 番地 1
双海地域事務所	089-986-1111	伊予市双海町 上灘甲 5821 番地 6
伊予市総合保健福祉センター		伊予市尾崎 3 番地 1
健康増進課(保健センター)	089-983-4052	
教育支援教室「はばたき」	089-989-5022	
こども家庭センター (子どもの居場所「おおぞら」)	089-989-6226	
児童センターみんくる	089-989-9961	
地域子育て支援拠点「あおぞら」	080-2997-1313	
ファミリー・サポート・センター事務局	090-5717-1914	
病児・病後児保育室	089-982-0406	伊予市米湊 768 番地 2
児童館あすなろ	089-983-5655	伊予市米湊 333 番地 4

発行 令和7年3月 伊予市 市民福祉部 子育て支援課

住所 〒799-3193 伊予市米湊820番地

電話 089-982-1111（代表） 089-982-1119（直通）

FAX 089-983-3354

E-mail kosodateshien@city.iyo.lg.jp



明るい未来 こどもの笑顔あふれる やさしいまち
～育てよう未来の伊予 世界をかけるこどもたち～

